

(第一類 第一号(附属の二))

第五回國會 衆議院 内閣委員会厚生委員会連合審査會議録第一号

昭和二十四年四月二十二日(金曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 齋藤 隆夫君

理事小川原政信君 理事吉田吉太郎君

理事有田 喜一君 理事木村 榮君

理事鈴木 幹雄君

青木 正君 池田政之輔君

尾関 義一君 鹿野 彦吉君

高橋 英吉君 丹羽 彪吉君

山本 久雄君 小林 信一君

厚生委員会

理事大石 武二君 理事松永 佛骨君

理事福田 昌子君 理事床次 徳二君

理事田代 文久君 理事蓬澤 寛君

青柳 一郎君 今泉 貞雄君

高橋 等君 田中 重剛君

中川 俊思君 奈良 治二君

西村 直巳君 原田 雪松君

丸山 直友君 堤 ツルヨ君

畑田アサノ君 松谷天光光君

出席國務大臣

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

厚生政務次官 亘 四郎君

委員外の出席者

厚生次官 葛西 嘉資君

専門員 龜井 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

本日の會議に付した事件

厚生省設置法案(内閣提出第五三三号)

第一類第一号(附属の二)

内閣委員会・厚生委員会連合審査會議録 第一号 昭和二十四年四月二十二日

○齋藤委員長 これより會議を開きます。

本日は厚生省設置法案につきましまして、内閣委員会と厚生委員会との連合審査会であります。内閣委員長であり、また私が委員長としての職務を行います。各省設置法案に關しましては、常任委員長會議におきまして、すべて内閣委員会に付託されることになったのであります。その時は当該所管の常任委員会と連合審査会を開くことに申合せたのであります。御承知のことと存じます。が、内閣委員会には現在十二の各省設置法案が付託されておりますので、当該所管の連合審査会も、できますれば一省一日で終りたいと考えております。質疑は皆さんに十分していただきたいと存じます。から、質疑なさる方はあらかじめ御通告を願います。質疑は通告順によつてこれを許します。

まず厚生省設置法案につきましまして、政府委員の提案理由の説明を求めます。亘政府委員。

○亘政府委員 ただいま議題となりました厚生省設置法案につき、提案の理由を御説明申し上げます。

國家行政組織法によりまして、國の行政機關の組織は、本年六月一日までに法律で定めることとなつたのであります。が、本法案は、これに伴ひまして厚生省の任務、権限、組織、附屬機關、地方支分部局、外局について所要の規定を設けてゐるものであります。内容として、現機構を簡素化し、

事務の能率的運営を意圖してあります。何とぞ御審議の上可決されんことをお願い申し上げます。

○齋藤委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますから順次これを許します。福田昌子君。

○福田(昌)委員 今回予防局が廃止になりましたが、その廃止はどういうものに基づいて廃止になりましたか、まずそのことを伺いたいと思います。

○亘説明員 ただいま、厚生省の方の局の廃止につきまして、予防局を廃止いたしました理由についてのお尋ねでございますが、予防局の仕事と公衆衛生局の仕事とは、実は御承知のように非常に関連があるわけでございます。そういう意味からいたしまして、公衆衛生局と予防局とを合せて一つにし、さらにそうなりますと、仕事の分量が多くなり、課の数が多くなるというところから、環境衛生部というもので環境衛生の仕事だけをくくりまして、部長がこれをとりまとめて、局長のもとでまとめて行くということにいたしましたのでございます。かいつまんで申し上げますと、そういうわけなのでございます。

○福田(昌)委員 公衆衛生局と予防局の仕事の範囲が類似してあるから一つにしたというお話であります。が、類似性をもつて事を判断いたしますと、別に公衆衛生局と予防局だけに限らないと私も考えるのであります。しかかもこの課の数におきましても、公衆衛生局そのものにおいても、すでに多くの課があつたのであります。が、そういう多くの課をかかえておる公衆衛生局に、さらに予防局という分野を統合したということに對しまして、機構の簡素化という先ほどの御説明でありましたけれども、そういう点を照し合せまして、どうも不合理に感ずるのであります。この点についてひとつ御説明をお願いいたします。

○亘説明員 ただいま、若干説明が私愚かつたかと思いますが、関連があるとして申し上げましたのは、もう少し詳しく申し上げさせていただきますと、衛生関係は御承知のように、厚生省におきましては現在四局あるわけでございまして、ところがこの四局の中で、特に密接な関係があつて仕事が行はらになつておる。非常に緊密な連絡をとつて行かなければならないというものが、この予防局の方の仕事と公衆衛生局の仕事とであるのであります。たとへば一例をとつて申し上げますと、参考資料にありますように、予防局で所管しております保健所の仕事というふうなものになつて参ります。これは衛生の各般の仕事に關係がありまして、特に公衆衛生の仕事、乳肉衛生、あるいは食品衛生、栄養の問題にいたしまして、環境衛生の問題にいたしまして、実は非常に関連が深いのでございます。従来といへども、ちよつと連絡を密にいたしませんければ、とかくこの仕事が行はれがちなつて困るというふうなことであります。例をとつて申し上げます。

まず、医療局というふうな仕事は、これは御承知のように医療に關します。人と物とのいろいろな整備をやるようなことでございしますが、さらにそれだけで、病氣になつた者をなおすというふうなことだけでは不足であるというふうなことから、御承知のように予防衛生というふうな仕事がある。さらにそれを廣めて行きますと、御承知のように環境衛生と申します。公衆衛生というふうなものになつて参ります。そうなる参りますものので、先の方に環境衛生をやつて行くというふうな仕事とは、非常に密接な關係があるわけでございまして、現在わかれておる間でも、特に両局の間では仕事の関連が密接であります。ですから、特に連絡を密にするように配意しておるわけであります。行政簡素化をして、局の数を減らすということが必要であるということになりますれば、まずこれをとりまとめて、課が多過ぎるから、さらに環境衛生部というふうなものにくつてやつて参るということにいたしますれば、ごらんのように、参考資料の末尾につけてございますが、現在の課を統合するといはしまして、七つの課が直接局長のもとでやつて参る。環境衛生部の方に置きましては、現在は四つの課をまとめて参るというふうなことになるので、必ずしも事務分量が多いというふうなものではないかというふうな

けで、この案に相なつたわけでありま
す。

○福田(昌)委員 予防局を廃止する
いうことについて、私は厚生省の新機
構の一覽表を見せていただきまして、
公衆衛生局の項におきまして、予防局
がその中に統合されたことをもつて行
政の簡素化ははかられたというお話で
ございますが、その行政の簡素化とい
うことに對しまして、私十分な納得が
行かないのであります。さらにもう一
つは、この厚生省の新機構というもの
はやはりある程度人員の整理というも
のを考慮に入れて当然なされたわけ
でございますが、その人員の整理とい
うようなものを考慮したされた場合にお
きまして、やはり予防局というものを
公衆衛生局に入れられた方が最も合理
的であつたかどうかということに對し
て、私は日本の現状、ことに予防衛生
ということに對しまして、大衆の認識
が非常に低い。また政治的にも、施設
の面におきまして、非常に遅れた存
在にあるところの予防衛生という面か
ら考えました場合においても、非常に
不合理なものを感じるのでございま
す。そういうような面に對しますとこ
ろの御説明をお願いしたいと思います。

○葛西説明員 ただいま福田委員から
たいへんありがたいお説がありまし
て、公衆衛生の仕事、なかんずく予防
衛生の仕事というものについて立ち遅
れがしておつて、こういう方面大いに
やらなければならぬというふうな意味
の御発言があつたように拜承いたした
のであります。私もまたここにその
通りに存じておるわけでございます。
ただ予防局を廃止いたしましたので、公
衆衛生と一緒にするというのも、ただ

いま人員の点についてのお尋ねがあり
ましたのでありますが、現在のところ
で申しますと、実は予防局の關係
と、それから公衆衛生の人の割りふり
を見ますと、これは比較の問題であり
ますが、公衆衛生の方面の人が実は非
常に少いような現状になつておるわけ
でございます。そういうようなことか
らいたしまして、これを一緒にいた
しまして、そして彼此融通すると申
しますか、たとえば先ほども申し上げ
しましたように、一例を保健所にとつて
申し上げますれば、保健所の仕事とい
うものは実は栄養の關係、あるいは予
防課の結核その他の關係、あるいは防
疫というふうな關係、そんなような各
種の方に、御承知のように非常な關係
があるわけでございます。そういうも
のをささらにとりまとめましてやつて参る
ということになりますれば、人員の彼
此融通もできる点もありますし、ま
た連絡等もより一層緊密になるのじや
ないか、かように考えておるわけであ
ります。私もこれを廃止いたしま
すことが、決して予防衛生をないがし
らにする、あるいはまた公衆衛生の方
のさらに一段とやつて参らなければならぬ
ことをないがしらにするという心
持は毛頭ございません。

○福田(昌)委員 ただいま御説明のあ
りました簡條につきまして、もう少し
具体的な数字をもつて御説明願ひたい
と思ひます。

○葛西説明員 公衆衛生局の昭和二十
四年度におきます標準予算定員は百
三十四名ということに相なつておりま
す。それから予防局關係の昭和二十四
年度の標準予算定員は一千三百五十八

名ということになつております。この
中には御承知のように千余名の例の衛
生統計關係の職員も含んでおります
が、そんなふうになつております。衛
生の關係では公衆衛生が先ほど申し上
げましたように百三十四名でありま
す。業務局の關係が四百三十七名であ
ります。それから医務局の關係が医務
出張所を除きまして、二百六十四名と
いうふうなことになるのであります。公
衆衛生の關係の方が非常に少いと申し
上げたのは、ただいまの数字に基いて
申し上げたのであります。

○福田(昌)委員 社会局、児童局、保
険局も人員を聞かしていただきたいと
思ひます。

○葛西説明員 社会局の關係は二十四
年度の標準予算定員によりまして二百
十二名でございます。それから児童局
關係が九十一名でございます。それか
ら保険局の關係、これは特別会計は除
いて一般会計だけであります。二百
七十名というふうなことに相なつてお
ります。

○福田(昌)委員 そういたしますと
と、公衆衛生局に予防局を統合いたし
ますについて、どれだけの人員が省
けるのですか。

○葛西説明員 ただいまのところ、御
承知のように各省の中の定員をどれだ
け減すかという点については、まだ正
確にきまつてはおらないのでございま
す。ただ私が申し上げましたのは、概
括的に申し上げまして、非常に密接な
仕事がありますし、あるいはまた言
葉をかえて申しますれば、仕事のうら
はらになるような、そんなふうな關係
にありますが、これを彼此融通する
ことができて非常に便利になるのじ

やないかというふうに申し上げたので
あります。

○福田(昌)委員 普通私どもが考えま
した場合におきましては、機構におき
まして人員におきましては、大きい
ところには小さいところが併合される
といふことはよく聞くのでございま
す。今回の例においては、小さいところ
に大きなところが併合されたよう
な、妙な錯覚を私どもは感ずるので
ございます。しかも今のお話によりま
すと、この厚生省の設置法案がござ
した当時におきましては、厚生省の人員
をどの程度に削減するかがござつて
なかつたようなお話でございまして、
そういうことがござつていないとき
に、こういう法律をおきめになつて、
しかも小さいところに大きいところが
統合されたというふうなことは、どう
も私了解に苦しむのであります。

○葛西説明員 小さいところへ大きな
ところを統合したというふうなお話で
ございまして、これはあるいは名前が
ちやうど公衆衛生局というところにな
つていますから、公衆衛生局に予防局を
統合した、こういうかつこうになるわ
けであります。これは言葉の言い方
であります。公衆衛生局と予防局を一
緒にして、何という名をつけるかとい
うことになりまして、これは釈迦に説
法みたいな感じがしますが、そういう観
念を普通ブラック・ヘルズ、公衆衛
生、こゝろ呼んでおるのであります。こ
名前を公衆衛生局にした。言葉をか
えて申しますれば、廣い意味の公衆衛生
になつたので、元通りの公衆衛生のと
ころへ持つて行つて予防局をくつつけ
た、かようなことではないのでありま
す。これは参考資料の一番最後の厚生

省の新機構をごらんいただきますと、
ここにあります七つの課のほとんど大
部分は予防局の課が行くわけござい
ます。この中で公衆衛生局の方の課と
いうものは、実は初めに掲げてありま
す庶務課と栄養課の二つの課だけで
ございます。その余の幾つかの課は全部
予防局の課でございます。そして公
衆衛生局の方にありますものは、環
境衛生部というふうなものでござい
まして、部長のもとで仕事をやつても
らう。實際の方はむしろ逆のようなか
つこうになつております。名前は御承
知のように公衆衛生局といひますか
ら、かつこうは、いかにも予防局を廃
して公衆衛生局になつたようになつて
おりますが、あるいは両局を合して一つ
の新しい局にして、その名を廣い意味
の公衆衛生局とつけた、かように御了
解をいただいて、實質もさしつかえな
い、かように存する次第であります。

○福田(昌)委員 この厚生省の新機構
が決定いたします前に、業務局が廃止
になる、あるいは児童局が廃止になる
ということが問題になつておりまし
て、あるいは決定的な線にまで行く
というふうなふうに新聞紙上で讀んだ
ことがあつたのであります。この両局が
廃止にならずして、まづたく青天の霹
靂のごとくに予防局が廃止になつた
といふことは、名前の廃止であるとい
うような御説明ではありましたが、何
しても了解したいものを含んで
いるように思ひます。その点について
御説明願ひます。

○葛西説明員 こういうふうな新しい
機構になりますまでのいきさつにつ
いてのお尋ねがありましたから、若干
冗長になるかもしれませんが、その間

次に私といたしまして質問させていただきます。このように公衆衛生局と予防局が一緒になりますれば、地方の衛生部というものがいよいよ整理の大きな対象になつて行くのではなからうかと思つております。従ひましてこの地方衛生部の行政整理についてはどういふお考えをお持ちであるか伺いたい。

○豊西説明員 地方の部制の問題につきましては、御承知のように地方自治法の改正をやらなければならないわけでございます。地方自治法の改正という問題は、実は私どもの直接の所管ではありませんので、そういう立場から申さずに厚生省というような立場から申し上げることをお許しただききたい。厚生省といたしましては、地方のものは、衛生部というふうなものにつきましまして、人員整理の問題がありました。これは別途取上げるといたしまして、とにかく衛生行政というふうな特殊の専門の行政をやつて参りますために、は、独立した部をもつてこれが知事と直屬して仕事をして参るといふことが、どうしても必要であるように私どもは思つております。地方の行政整理という問題は、あるいは人員を淘汰するといふ大きな問題、あるいは地方財政をどうするといふようなさらに大きな問題から決定をされて来る問題ではなからうと思ひますけれども、一應私ども厚生省の立場といたしましては、ぜひかような意味におきまして衛生部といふ特別な部は存置をさせていただきたい、かように考えております。関係

の方面等にはこの旨をとくと傳えて、その面に努力しておるような次第でございます。

○福田(三)委員 地方衛生部の今後の活動というものは、私たちといたしましては最も期待しておる点であります。従いましてこの地方衛生部を縮小されるということは重大なことになります。この地方衛生部の縮小というのを考えてみます場合に、私たちといたしましては児童局が社会局に統合された場合、また薬務局と医務局が統合された場合というようなことを想像いたしてみますと、何と申しまして地方衛生部というものは、公衆衛生局と予防局が統合されたほど大きな影響をこうむる場合はないと思うのであります。今回のように厚生省の新機構の場合に、不幸にして予防局と公衆衛生局が統合されましたから、従つてこういうような機構の改革をいたしますと、いさおい衛生部というものが、何と申しまして、地方廳におきましても、行政整理の対象として大きなパーセンテージを占めて来るというところは当然考えられると思うのであります。従つて厚生当局におきましては、今日この機構改革を遊ばしました予防局と公衆衛生局を統合した場合に、地方衛生部にいさおい影響を及ぼすというのを御考慮に入れてこの予防局を御廃止になつたのでございましょう。

○西田(三)委員 ただいま地方の衛生部の將來起るべき統合あるいは縮小という問題と、中央における公衆衛生局並びに予防局の統合の問題との関係が、非常に密接であるような御意見でありましたが、これはたいへん失礼

であります。実は私はさうには考えておりませんわけでございます。かりにこの新しい機構がございまして、衛生の關係は公衆衛生局、医務局並びに薬務局の三局あるわけでございます。仕事の分量等から考えまして、事務の便宜上、能率化という点からかようにいたしたわけでありま

すので、これによつてさらに仕事はどうこうというのではないと思うのであります。私も、地方衛生部の問題は、先刻御相談を申し上げておりますように、地方衛生部については、つきりと位置をしたいと思います。持つておるものであります。私は、今の中央の機構の統一が直接地方の機構に響くとは考えておらぬわけでございます。

○木村(三)委員 議事進行についてちよつと発言したい。

今日は連合審査会でございますが、この前の内閣委員会の申合せでも、大連合審査会はずみやかにやるという關係上、一日くらいでとりやめようというふうな話をしておつたのです。その点は今度の議会の会期の点も考えまして了承いたしますが、そのような申合せをした以上は、關係大臣やその他

の政府委員の諸君もたくさん出席して、もらつて御答弁を願ひ、このことが最もこの審議を早めます。また一日でもやろうという私たちの熱意だつたと思ふのです。にもかかわらず今日は、この大事な連合審査会に対して、説明員だけお出になるというふうなことは、今日一日というものは私たちは承服しがたい。従つて今日いろいろな点について質問のある方は御質問なさるものもけつこうだと思ひますが、今日一日で

はないということを確認いたしました。基本問題は大連の出席を求めたもう一べんやりたい、このことを提案いたします。

○齋藤(三)委員 大臣は今日病氣で出られませんが、それから政務次官は、今日何か大臣が出なくてはならぬ会合があるので、二時から三時までその方に出られます。なお申しておきますが、大臣はおられなくても政府の代表者がおりまして、政府の代表者の言明については、むしろ大臣はその全責任を負われま

すからして、大臣不在の場合においては、やはり政府委員をして大臣にかわつて説明をさしてさしつかえないと思ひます。

○木村(三)委員 そのことについて私は申し上げたいのですが、ただいま次官のお方の説明を聞いてみますと、あとで取消すとか、このことについて私がどういふことを申し上げるのとはどうかと思ひます。まことに何か他人のような話をやつておられる。そういうことでは困るのです。だからそういった意味合において、むしろ責任のあることは認めますが、少くとも連合審査会というものは相当大事な委員会でございます。それから、よほど政府の方としても責任ある方が御出席になるなり、また答弁の場合においてもあとから取消すとか取消さないとかいつたような無責任なる答弁はされないうようにして

もらいたい。そうでないと私たちとしては承服いたされないのであります。従つて私は何もこのわけではなからせんが、今日一日だけではないといふことを申合せていただきたい。このことだけでけつこうだと思ひます。

○齋藤(三)委員 質疑を継続して、その模様によつてきめまします。

○福田(三)委員 ただいまの御説明によりまして、地方衛生部の行政整理ということについては、厚生省の機構改革の場合には少しも考えていなかったというように承つたのであります。これは私は當事者の方々にとりましては非常な不覚なことをなさつたと思ふのであります。今日地方衛生部におきましては人員整理の対象にははしな

いかと思ひまして、非常な不安の氣持を持つておるのであります。もし地方衛生部が公衆衛生局と予防局とが一緒になることによつて少しも影響をこうむらないのだ、何ら特別なことはないのでとお考えでありましたならば、その旨を傳達なさることが必要であらうと思ひます。そうすれば地方衛生部がむだな運動をする必要もなくなるわけです。地方の行政機構の改革は厚生当局の知つたことではないというふうなお話かもしれませんが、そのくらいのことにはなさるべき責任があると私は思ひます。

○西田(三)委員 地方の部制の問題は、先ほども申しましたように地方自治法の改正ということが政府から提案になるわけでございます。それから中央の機構をかりに一緒にいたしましたとしても、それは地方の衛生部の存廢の問題とは直接關係はないというわけで、それほど重大には考えていないわけでありま

す。

○堤委員 たいへん福田昌子さんの御質問に対する御返答、まことに私は意外に存じます。各府縣において衛生部が今日いかなるころの動搖を來しておるかといふことを政府当局は御存じであるかといふことを御答弁願

いたないのであります。

○西田(三)委員 地方の衛生部がどんなふうにしておるかといふことにつきましては、実は私どもの所へも地方の衛生部等からぜひ必要であるといふことをいさおい申して来ておりますので、よく承知はいたしております。ただ中央でこうすることがただちに地方の部の存廢には直接影響はないと考えておる、かようなことを申した次第であります。

○堤委員 もしさうした空氣を御存じでございすならば、かゆいところに手が届くところの政治があつてしかるべきであると私は思ふのであります。民自党の厚生委員の方々もさや地方からの陳情がたくさんあつて、御面接になつておられることだろうと私は思ひます。必ずしも社会党とか野党の厚生委員だけがそれを承つておるというわけのものではないと思ひますので、ひとつ政府はこの点について地方の衛生部には影響はないといふことをはつきり答弁なり公表なりする必要があるといふことを私は御忠告申し上げておきたいと思ひます。

○齋藤(三)委員 今の堤さんのは質問でありません。

○堤委員 意見でございす。

○齋藤(三)委員 意見なら承つておきます。

○福田(三)委員 よろしゅうございす。

○小川(三)委員 簡単に御尋ねしたいのですが、少しこの問題よりはずれておりますけれども、関連して重大な問題でありますのでお尋ねしておきたいと思ひます。その点委員長にお許しを願

いたいと思います。

製薬につきまして、非常にたくさん製薬が出ておるので、たいへんに余つておるような情勢ですが、これについて統制をお省きになるかどうか。それから薬価が非常に高い。この値段はたして適当なものとしてこれをお定めになったのかどうか。こういう点をお聞かせ願いたい。それがやがて機構に関する問題に重大な関係がありますから、縁が遠いようではありますけれども、そういう点から一應ひとつ聞かしていただきたいと思います次第であります。

○葛西説明員 製薬の關係につきましては、実は統制が現在二つあるわけでありまして。一つは生産資材——薬のものと生産資材の統制と、それからでき上つて参りました医薬品を配給して参る点の統制、この二つがござります。私もどなたもいたしましてはでき上つた薬を統制して参るといふ点は、お述べになりましたように大分品等も出て参りまして、配給統制を解いてもさしたくはないものについては、できるだけ、現に解きつつあるのであります。先般も二十六品目ばかりの医薬品については配給統制を解きましてやつておるようなわけでありまして。この方面は今後もたくさんできたものについては、でき得る限り統制を解いて参るといふような方針でやつて参りたいと考えております。ところが先にあげました指定生産資材の統制の方は、まだ資材が十分ではありませんので、経済安定本部の計画によつてわけしておりますので、その方の統制は目下のところは簡単にこれを解いて行く見通しは立たないような実情であります。

○小川原委員 今の統制を解くことになるとどういふ弊害が起るのであります。われ／＼から見ると統制を解いた方が非常に円滑に行くと思ひます。統制々々と言つておると、はなはだ粗悪な品物が出ておるのです。御案内の通り注射をして非常に困つた人も出て来ておる。私も実際にここに注射薬を持つておりますが、見てもらつてこれはいかぬ、注射してはならぬということまで注射したしませんが、現在お見せしてもいいような品がある。これは一休自由でなく、統制する、そうして一部の人の了解によつて市場に現われるということになりますと、こうしたものはどうしたらいいのであるか。その点について御見解をひとつ聞かしていただきたいと思います。

○葛西説明員 ただいま私もどなたもの方は配給統制の方のわけはできるわけであり参りたいと考えておるわけであり参ります。これが現在まだ解けないと申しますのは、実は医者の手元に必要なものだけをわけなければならぬという品物を、もし配給統制を解きますと、一方に固まつてしまつて、必要なところに行かないというようなことがあつては一大事だ。生産額のきつめて少いものについてはまだ統制をやつて行かなければならぬ、こういうわけであり参ります。指定生産資材の方面につきましては、これは全体の他の工業の資材と薬の關係とは競合したたりしておりますので、そういうような十分でないものもあり参りますから、必要の方面に多くやるというわけ、統制をいたしておるわけであり参ります。

○小川原委員 価格はどういふようにござらんになつておりますか。それ／＼の品物に対しては適当な価格であるとして御認めになつたことであるが、われ／＼は専門家ではありますませんが、専門的な知識からそれを眺めますと、まづ暴利であると言わなければならぬ。こういう品物も相当多くあるものであります。こういう点は当局はどういふふうな御認めになつておるのであります。もしそういうことが明らかになつたならばすでに値段を改訂して、そうしてこれを安くするといふお考えか。まだやはり統制して行かれるといふお考えか。そういうものはただちに自由販賣にしようといふお考えか。その点をばつきりひとつお答えを願ひたい。

○葛西説明員 現状を申し上げますと、現在のところでは実はあらゆる物價については物價廳において、價格を査定いたしましたして物價をきめておる。その中に薬の關係等も入れておるわけでございます。今非常に薬が高値、暴利といふようなものもあるのではないかとお話をいたしました。実は私もどなたもそうではないかと思つて取調べてみますと、実は原料の値上りといふものが非常にあるわけであり参ります。御承知の通り医薬品は基礎の原料が、甲のものが乙になり、乙のものが丙になり、丙のものがさらに薬をつくるというふうなものが化学薬品等には非常に多いわけであり参ります。そうなりますと、原料の價格が上つて参りますと、どうしても價格を引上げて参らなければならぬという状態になつて、累次上げて現在のようになつて来ておるわけであり参ります。しかし下げるといふ努力を決してしないといふわけではありせんので、若干でも安くするといふことではあります。物價廳に至急に連絡いたしましたして、できるだけ安くするように、先ほど申しましたように、よい薬を供給するといふことに努力しておるつもりでございます。さらに家庭薬——さつ／＼ばらんに言へといふことでありますから、一例を申し上げてみたいと思ひますが、家庭薬の關係等については、実は價格の統制をはずしてでもらいたといふこともあり、内々物價廳とも打合せをしておるわけであり参りますが、い／＼な關係でまだそれをやるだけの域に達してござりせん点は非常に遺憾であります。そういう

○小川原委員 今この統制を解くことになるとどういふ弊害が起るのであります。われ／＼から見ると統制を解いた方が非常に円滑に行くと思ひます。統制々々と言つておると、はなはだ粗悪な品物が出ておるのです。御案内の通り注射をして非常に困つた人も出て来ておる。私も実際にここに注射薬を持つておりますが、見てもらつてこれはいかぬ、注射してはならぬということまで注射したしませんが、現在お見せしてもいいような品がある。これは一休自由でなく、統制する、そうして一部の人の了解によつて市場に現われるということになりますと、こうしたものはどうしたらいいのであるか。その点について御見解をひとつ聞かしていただきたいと思います。

○葛西説明員 ただいま私もどなたもの方は配給統制の方のわけはできるわけであり参りたいと考えておるわけであり参ります。これが現在まだ解けないと申しますのは、実は医者の手元に必要なものだけをわけなければならぬという品物を、もし配給統制を解きますと、一方に固まつてしまつて、必要なところに行かないというようなことがあつては一大事だ。生産額のきつめて少いものについてはまだ統制をやつて行かなければならぬ、こういうわけであり参ります。指定生産資材の方面につきましては、これは全体の他の工業の資材と薬の關係とは競合したたりしておりますので、そういうような十分でないものもあり参りますから、必要の方面に多くやるというわけ、統制をいたしておるわけであり参ります。

○小川原委員 価格はどういふようにござらんになつておりますか。それ／＼の品物に対しては適当な価格であるとして御認めになつたことであるが、われ／＼は専門家ではありますませんが、専門的な知識からそれを眺めますと、まづ暴利であると言わなければならぬ。こういう品物も相当多くあるものであります。こういう点は当局はどういふふうな御認めになつておるのであります。もしそういうことが明らかになつたならばすでに値段を改訂して、そうしてこれを安くするといふお考えか。まだやはり統制して行かれるといふお考えか。そういうものはただちに自由販賣にしようといふお考えか。その点をばつきりひとつお答えを願ひたい。

○葛西説明員 現状を申し上げますと、現在のところでは実はあらゆる物價については物價廳において、價格を査定いたしましたして物價をきめておる。その中に薬の關係等も入れておるわけでございます。今非常に薬が高値、暴利といふようなものもあるのではないかとお話をいたしました。実は私もどなたもそうではないかと思つて取調べてみますと、実は原料の値上りといふものが非常にあるわけであり参ります。御承知の通り医薬品は基礎の原料が、甲のものが乙になり、乙のものが丙になり、丙のものがさらに薬をつくるというふうなものが化学薬品等には非常に多いわけであり参ります。そうなりますと、原料の價格が上つて参りますと、どうしても價格を引上げて参らなければならぬという状態になつて、累次上げて現在のようになつて来ておるわけであり参ります。しかし下げるといふ努力を決してしないといふわけではありせんので、若干でも安くするといふことではあります。物價廳に至急に連絡いたしましたして、できるだけ安くするように、先ほど申しましたように、よい薬を供給するといふことに努力しておるつもりでございます。さらに家庭薬——さつ／＼ばらんに言へといふことでありますから、一例を申し上げてみたいと思ひますが、家庭薬の關係等については、実は價格の統制をはずしてでもらいたといふこともあり、内々物價廳とも打合せをしておるわけであり参りますが、い／＼な關係でまだそれをやるだけの域に達してござりせん点は非常に遺憾であります。そういう

○小川原委員 もう一点だけお尋ねします。たいへん御親切な御答弁で、何も包み隠さずお話を私満ちいたします。なおお耳に入れておきたいと思ひます。これは、社会の狀態が非常に不安になつて参りました。これが医者にからうと思つと、なか／＼今日の医者代といふものは金をたくさんとられ、それが一本の予防注射である程度までは自分の力からだをよくして行くことができる。それが今度は賣薬店に行つてみると非常に高い、驚くべきものがある。はなはだ不都合千萬なものがあります。そういうものを公然と統制をして賣らしておる。この統制が非常にいけない。それはわれ／＼も常識から考えて品の不足なものを統制を解けといふようなむちやなことは言ひません。われ／＼の解けといふことは、相当に品があるのだ、この相当に品があるものをなせ統制しているのだという不安があるからお尋ねしているもので、きわめて常識的なことだと思ひます。そういうものを今のお話で、大体自分らも解いた方がいいと思ひますが、物價廳は解かぬのだ。そういう平たい言葉ではなかつたが、こういうふうなお言葉のように承れたのです。これは一体官廳と官廳であり参りますから、努力すればできることだと思ひます。

民間と官廳ならばなか／＼これはできぬのです。けれども厚生省という官廳と、物價廳という官廳で、同じ責任をとらなければならぬという間柄にあつて、それができないことはないと思ふ。これはその努力が足らぬからだと思ふ。これは人ごとだと思つておるからだ。政治は人ごとじゃないのです。なるほど役人であるからおれは事務だけとおればよいのだと言ふが、そうではない。その事務をとる人が治者にもなり、被治者にもなり、医者にも行けない人がおるのですから、これは努力してもらわなければなりません。そうしてただちにこれを解いてください。解かないと、これは社会不安で相当な問題が起ります。一日でもそういう不安に國民を置くということは、今日の政治の民主化ではないのであります。そんなことはもう年寄りがまじく言ふ必要はありませんが、どうか即刻これは解いてもらいたい。そうしないと、困つておる人が薬を買つて、自分のからだよくするということはできません。これはあなたに申し上げてもしょうがないことありますから、今日は大臣がお見えになりませんが、大臣にもさういふ質問があつたというところをおつしやつてくだすつて、そして解いていただきたいと思います。それについて私は参考に承りたいと思ひますが、何か御答弁くださる材料がありましたら、材料を聞かしてくださいます。私もさういふ方面について研究したいと思ひます。

以上希望のようではあるが、質問もしておきたいと思ひます。それが一点と、この資料をひとつ出していただきたいということ、人口に関する資料と、今申しました統制藥品に関する品目と値段を、まことに御迷惑なことでありましようが、出していただきたい。それによつて当局に迫りたいと思ひます。

○葛西説明員 たいはいは私どもがこゝろをいふと思つておるが、役所の中でやれることを努力が足りないといふふうなおしかりのお話でありました。たいへん恐縮をいたしてござります。できるだけ統制をはずしてさしつかえない、しかも要望があるといふふうなものについては、全力を盡してさうに処置したいと思つております。大臣にもそのことはよくお傳えをいたします。

○田代委員 第一の質問といたしましては、この設置法案の審議はきわめて重要な問題であります。ところが本日この席におきまして、さういふ分厚い資料をテーブルの上にたたきつけて、さうして即刻これに審議する。先ほどの次官の説明によりまして、大体何が何やらさつぱりわからぬのであります。大体設置法案というものはさういふ内容で、アウトラインはさうである、どれくらい人員をさうして、さうしてさういふ部署をさうして、課をさうしてさういふアウトラインを説明されるなり、あるいはまたさういふ資料を提供されるならば、少くとも数日前にもらわなければ審議は不可能であります。ところがまず第一にさういふやり方をされること自体が、まづたゞ古い二十年も三十年も前の官僚的なやり方でありまして、さういふ態度をなお続けられるかどうか。われ／＼はさういふ態度をもしなされるならば、審議は不可能であるという点を主張させていただきます。

ざるを得ないのであります。まず第一番にその点に對しまして、さういふ態度でもつてこれを審議されようとおるか。これに對する答弁を求めます。

○葛西説明員 今日出して、すぐ分厚い書類で審議をしろといふふうになつたことは実は申訳ないのであります。が、設置法は御承知のように非常に早急に國會に提案するといふことに相なりました関係から、資料等もなか／＼早急にできずに、その点は申訳ないわけでございます。

先ほど事務次官からも御説明があつたのであります。現在の機構とかわりました点を委員長のお許しを得て申し上げたいと思ひます。設置法としてかわりましたのは二点ござります。一つは先ほど來御議論になりました公衆衛生局と予防局を一緒にして、さうしてその課が非常に多いものでありますから、その中の環境衛生に關係のある部分だけをとりまして、環境衛生部といふものを置くことになりました。二点が一、二点でございます。第二点は現在予防局に衛生統計部というものがあつたので、人口動態並びにそのほかの衛生諸般の統計をやつておる部があるわけでございます。そのほか現在大臣官房の総務課に統計係というふうなものがありまして、省全般の統計のとりまとめをやつておるわけでございます。この衛生統計と、大臣官房にありまして統計係とを統合いたしまして、統計調査部といふことにいたしました。これを大臣官房へ持つて來たといふ点、この二点だけがかわつた点でございます。人員の点は御承知のようにまだ御決定になつておりませんので、確定は

いたしておりません。従つてさうなつたといふように申し上げることはできません。

○田代委員 さういたしますと厚生省の關係いたします問題は、現在社会的な問題といたしまして、また日本の當面の失業率が非常に増大し、病人が非常にふえておるといふような事情におきましては、最も重要な問題でありまして、根本的にさういふ厚生省のとき省を簡素化するとかいふような名目のもとにこれを圧縮するといふ方向に持つて行く事態といふものは、もつてのほかであるといふふうに私たちは考へるのでござりますが、大体この設置法案を立案されるにつきては、社会保障に對するさういふ観点からさういふものを意圖されたのであるか。この点に對する御説明をお願いいたします。

○葛西説明員 たいはい田代委員から厚生行政につきまして、非常に御同情のあるお話を承りまして、私もさうしては感謝に堪えないわけでありまして、私も決して仕事の面をおろそかにしようといふふうに考へて立案をしたわけではございません。私もさういふわけだけのことをして、できれば機構、人員等も相當数を擁して仕事をしたいと思ひます。そのほか現在大臣官房の総務課に統計係というふうなものがありまして、省全般の統計のとりまとめをやつておるわけでございます。この衛生統計と、大臣官房にありまして統計係とを統合いたしまして、統計調査部といふことにいたしました。これを大臣官房へ持つて來たといふ点、この二点だけがかわつた点でございます。人員の点は御承知のようにまだ御決定になつておりませんので、確定は

になりましたように、社会保障あるいは國民の保健衛生という面を下げることもなくしてやつて参ることができるといふ自信をもつてこれをつくつたわけでございます。

○田代委員 今の御説明を聞きますと、依然としてはなだ不満でありまして、とにかくできる状態であるならばといふ前提から出発されておるのであります。現在の社会情勢からいまして、また國民の健康状態からいまして、これはさういふことができるのであれば、あるいはなければさういふふうな消極的な受身な立場でなく、積極的にこれはどうしてもやらなければならぬ、積極的にさういふ社会保障をどん／＼やらなければならぬ段階に達しておる。國際的にも日本の文化的な立場を明快にし、國際的信用を高める立場から申しまして、何れともあれ、十分な金は使わなければならぬことではないか、受身の立場に立つといふことではなくて、むしろ拡充するといふ立場に立たなければ私たちは理解できないのであります。これは全國民の要望であると思ふ。ところが現在のこの政府當局の立案に對する態度自体といふものが、とにかく金がないから、またさういふの圧力があるから、これを廣げるといふような基本的な態度をまつた放棄されたさつぱり腰の單なる便宜主義から來た立案であるといふふうにしか理解されないものであります。その点に對しましてさういふふうにお考へてあります。

○葛西説明員 私はさういふふうにはいたしていません。現在よりも能率を下げることもなくしてやり得る、さういふことを申し上げさせていただきます。

○田代委員 現在より以上拡充されなければならぬというふうには理解されないのではありませんか。

○葛西説明員 私どもの仕事につきましては熱意は持つておるつもりでありまして、私どももいろいろ機構になりまして、現在よりさらに努力をして能率を下らぬようにぜひやつて参ることを申し上げておきます。

○田代委員 それでは部局の廃止、併合、拡充ということになりますと、これは当然人員の問題との関連なくしては十分理解されないのではありませんかというところをお尋ねいたします。

○葛西説明員 人員はただいまのところでは御承知のように政府の閣議決定がございまして、あの線に沿つて厚生省におきましても人員を整理して、この機構でもつてやつて行けるという信念を持ちまして、この機構の改正案を御提案申し上げておるわけでありま

す。

○田代委員 そういたしますと現在の厚生省の内容といたしまして冗員があるというふうにお認めでございますか。

○葛西説明員 冗員ということでございますが、たとえば勤務時間等も三十三六・六が四十八時間にもなつておるといふうなこと、それから職員もまたさらに一層努力をいたしましてやつて参りますれば、これくらいのことをやりましてやつて行ける、かように考

えておるわけでありまして。

第一類第一号(附属の二)

内閣委員会・厚生委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十四年四月二十二日

七

という御説明でありますか。

○葛西説明員 この設置法には実は人員のことは何も書いてございせん。定員法の御審議のときにそれが出来たわけでありまして、これは厚生省においても今申し上げましたように、四十八時間というふうなことになる参りますれば相当人員を削減ができる。それからさらに政府の閣議で御決定になりました人員というものを厚生省の部面において整理をいたしましたも、職員が努力をいたしまして大いに能率をあげてやつて行ける、こういうふう

に申し上げたわけでありまして。

○田代委員 はなはだ不満でございます。実際にいっていろいろものをこ

ういうふうな形で設置するについて、人員が大体どれくらい減りました節約できる、労働時間の延長によつてどれくらい節約できる、労働強化によつて大体どれくらい節約できるというふうな、少くともそういうアウトラインなくしてはいろいろものは設置できないのでありまして、そういうことに對する説明が全然ないので

は、われ／＼この審議に對してはなはだ行儀であります。定員法が出てから初めてはつきりさせるといふうなことは、きわめて不親切ではないかというふう存じます。そのアウトライ

ンだけでも説明してもらいたい。

○葛西説明員 私どもは全然定員の削減ということを無視してこの案をつくつたわけではないのであります。閣議ですでに決定をされまして、こういう点についてはどれくらい整理ができるというふうな閣議の線に沿つて、一應の見通しを立てまして、そうしてそれをいれまして現在の機構にあては

めてやつて行ける、こういうふうな考

えておるわけでございます。

○田代委員 依然としてあなたは抽象的でわかりません。そのアウトラインが大体閣議で決定しておる人員の内容はどうかというところを求めておる次第であります。

○葛西説明員 私が申し上げましたのは、閣議で定めたというものは先般新聞紙に出ましたごく大ざっぱな非現実的は三割、現実二割というふうな線でございます。実は何人どうなるかというふうなことはまだ政府の御決定が

ありませんので、ここで申し上げるまでに至つておらないわけでございます。

○木村(義)委員 ちよつと関連して……厚生省だけが遅れておると思つた。この間私は内閣委員会でも何千人整理する、どこから何人というこ

とまでは今言えぬけれども、大休人間の数は合計三万八千人の整理、このこ

とはもちろん各省とも今田代君が言つたようにアウトラインはわかつておる

と思う。本多さんもそう言つていまし

た。もう一つ私は前に関連して言いた

つておる。それをあなたが今日にわか

にやらなければならぬから出す、この

ような答弁は私だちとしては承服でき

ません。この点についても御答弁願

いたい。

○葛西説明員 実は今のような厚生省

設置法を用意いたしましたことは、今

お述べいただきました通りでございます

す。ただ資料をつくつてお届けいたし

ますことが実は遅れましたわけであり

まして、御承知のような閣議の決定あ

るいはまた閣議方面の御了解という

うなこと、こういうふうな遅れてお

るわけでございます。資料を皆様方

のお手元に差上げますことが遅れました

ことをおわび申し上げます。資料を皆

方のお手元に差上げますことが遅れ

ましたと申し上げたわけではないつもり

であります。

○木村(義)委員 さつきの答弁では突

如としてこしらえなければならぬよう

たが、さういふ意味では全然ございせん。先ほど申し上げておりますように、今の医療関係の問題とさらに進んで予防衛生、それから進んで環境衛生、公衆衛生、そういうものが非常に関係があり、うらはらになつて仕事をしつて参る。密接に連絡をして行く、局がわかれておつても密接に連絡すべきであり、さらに一つにして部というものをつくれば、事務の整理もできるといふようなことでやつて、能率を落すことなく連絡をとつてやつて行ける、かようなことが予防局と公衆衛生局を一致統合して新しい公衆衛生局をつくることになりました理由でございます。それから先ほど申し上げました二十四年度の標準予算定員と申しますのは、先般国会において御議決になりました予算の定員のごときでございます。

○田代委員 予算定員と申しますと、どういふことですか。

○西園委員長 現在おる実人員という意味でありまして、前年度の予算である定員、これをさらに今度は行政整理で減すものが出て来るわけでございます。前年度の予算、言葉をかえて言へば二十三年度の予算が当然二十四年度へ移つて参ります。その数を押えておるわけでございます。さらにこれに何割かを減しますれば、それからさらに減つて参る。先般国会の御議決をいただきました予算は、大蔵省の主計局において若干削つたものを御議決になつておるわけでありまして。

○田代委員 私が先ほどから申しましたように、実は機構の問題は、当然これは人員の問題との有機的な連関なくしては十分理解ができないのであります。ところがその面に関しましては、

まだアウット・ラインすら御説明がないのであります。私は定員法なり、はつきりさういふ見通しがつきましてから、あらためてこの問題を十分質疑をいたしたいというふうに質問を保留して、これで打ち切ります。

○西園委員長 池田君、本多國務大臣に対する何か御質問がありますか。本多國務大臣は今来られましたか、参議院の方にも用があるらしいから、御質問があればこの際においてやつていただきます。

○池田(正)委員 きわめて簡単なことですけれども、厚生大臣もおられませんか、行政機構の問題は本多國務大臣に關係ある問題でありますから伺います。機構改革の中で今問題になつておつた予防局と公衆衛生局との合併の問題ですが、これはやむを得ないとして、そこで公衆衛生局の中には環境衛生部というものがあつた。この環境衛生部というものの項目を見ますと、從來の予防衛生局に属するものがほとんど環境衛生部となつて独立した形をとつてゐる。そこで公衆衛生局というこの名前を予防衛生局と修正してもらいたいというのですが、これに對してひとつ御見解をお伺いしたい。

○西園委員長 言葉の問題です。それから私からお答え申し上げます。実はさういふ話も審議の途中でございまして、何か予防という文字は出ないかということ、検討いたしましたわけでございます。ところが予防局にありまする仕事と、公衆衛生局の仕事とを合せますると、やはり公衆衛生、パブリック・ヘルス、こゝういふ概念が一番あてはまるわけでございます。ことに予防衛生と申しますと非常に狭い概念になつて参ります。

○池田(正)委員 これは実は私個人のことでなくして、名前の問題です。それから、何とかひとつ相談して、予防という字をつけて予防公衆局とでもして、

ります。間にボツをつけて予防・公衆衛生といふことになつて参ります。予防及び公衆衛生といふふうにすればなんでもございまして、さういふ名前にはちよつとつけにくいというわけで、閣議においてもこれは御検討になられた結果、いい名前がない。予防衛生といふとこれはお医者さんもおいでになります。特殊な概念で予防衛生といふ文字からは非常に狭い概念しか出て参らない。この中のごく一部、予防課とかそのほかのごく一部しか含まれた概念でない。従つて予防といふ名前には非常にむずかしい、衛生予防とするか、それもむずかしいというわけ、いい名前がありません。そのうちから、やはりパブリック・ヘルス・ビューロー・公衆衛生局といふ名前よりほかはないといふことで、実は公衆衛生局といふようになつたわけでありまして、しいて申しますれば、前の公衆衛生局はパブリック・サニテーションといふような意味で、あとのものはパブリック・ヘルス、しいて言へば健康の字を使つた公衆保健という概念に當るかもしれない。ところが厚生省の中には保険局、ソーシャル・インシュアランスといふ保険といふものもあつて、それと非常にこんがらかつておかし。パブリック・ヘルスといふなら公衆衛生でありまして、それからそれではよくはないか。いい名がなかつたものでありますから、やはり公衆衛生局と、かようになつたわけでありまして、文字だけの御説明を申し上げます。

○池田(正)委員 これは実は私個人のことでなくして、名前の問題です。それから、何とかひとつ相談して、予防という字をつけて予防公衆局とでもして、

○西園委員長 本多國務大臣に質疑をいたしたい方が一人あります。青柳君。

○青柳委員 一点伺つてみたいのであります。これは本法案と地方出先機関との統合の關係であります。本法案を見ますと、第三章の第三節に地方支分部局があります。駐在防疫官事務所並びに医師出張所に関する規定があるのであります。これらの出先機関は近き將來に行われんとしております出先機関の統合の際になお存続するものとしておきめになつたものであります。うか、どうでありますか。その点をお伺いしたいと思います。

○本多國務大臣 実は出先機関の整理につきましては、根本方針を、府縣單位以下の区域を管轄する出先機関はこれを廃止して、府縣に移譲したいという方針をきめてやつたのでございまして。従つて防疫駐在官で府縣單位のものは廃止になつてゐるところもございまして。ただいまのお話のは府縣單位以上の廣域の機関だろと思ひますが、これはそこまで及びたかつたのでございましてけれども、提案までに結論に到達することができなかったものであります。今後なお行政制度の改革問題として審議して行きたいと思ひております。

○青柳委員 そういたしますと、府縣より上の單位にあるこれらの出先機関は、本国会中にはその廃止については別におきめにならぬ、こゝういふ話でありますか。

○本多國務大臣 会期も余り少いことでありまして、おそろしく今提案しております以外廣域の機関については、今度の国会で解決を見ることは困難ではないかと考えております。

○青柳委員 その点がはつきりしております。もし本国会中に府縣單位以上の單位に位置する出先機関の廃止が行われるとなりますと、本合同審議はそれがきまつてから行われるべきであると存じます。その点につきまして本多國務大臣のお考えをお伺いしたい。

○本多國務大臣 厚生省關係におきましては、今国会で府縣單位以上の廣域の出先機関の廃止等について御審議をお願ひするようなのはなにかと存じます。

○青柳委員 わかりました。

○西園委員長 次は木村君。

○木村(榮)委員 私が準備いたしました質問は厚生大臣がいられますから、こ

○青柳委員 わかりました。

○西園委員長 次は木村君。

○木村(榮)委員 私が準備いたしました質問は厚生大臣がいられますから、こ

○青柳委員 わかりました。

○西園委員長 次は木村君。

○木村(榮)委員 私が準備いたしました質問は厚生大臣がいられますから、こ

次の機会に内閣委員会その他で厚生大臣に質問したいと思ひますが、ただ一点だけ参考までに承つてみたいと思ふことは、大体これを見ますと、なか／＼たくさん項目ばかりうまく書いてございます。ところが今までこういったものができませんが、大体なわ張り責任のなすり合いが多いのです。そこで私は話をうんとくだいてひとつお尋ねしてみたい点は、たとえばばるうな話になつて来ますが、あの鉄道の停車場のレール上の現象でございす。糞尿物語りになつて来ますが、あいつた風な現象です。大阪の駅に行つてごらんないさい。レールの上は糞の山です。ああいったものは鉄道省が監督すべきものか、厚生省が監督すべきものか、社会保健衛生といつたふうな関係から言へば、國際的な大きな問題である。そういつたことは何十年この方かしらんが、このごろはちよい／＼私も旅行いたしますから見受けるのですが、特に大きな駅においてはこれを毎日のように目撃いたします。今日に至るまで何らほとんど具体的な措置が講ぜられない。一事が万事です。これは一つの例です。小さいと言へば小さい具体的な例ですが、このような現象を見たときに、ここにたくさんうまいことが書いてあるけれども、なか／＼うまいことを書いていただけではできないのです。そこで私の意見ばかり言つても問題にならないから、鉄道の糞はどの管理になるのですか。

○葛西説明員 正確に申し上げますれば、直接管理していただくものは鉄道の構内でございますから運輸省でございます。しかし厚生省といたしましては、も今のようなことは公衆衛生、環境衛生の面から重大な関係がございますので、積極的に運輸省にお願いして、そういうものはとつてももうように、即刻運輸次官にもお願いいたしまして、その措置を講じてもらうように努力をいたします。

○木村委員 ところで私の質問を延長いたしますが、駅の場合はいとし、汽車が進行いたしております場合は所在がわからぬ。もし傳染病などを振りまいてあるいた場合には、たいへんなことになる。鉄道沿線全部に振りまくのですから、これはじやうだんじやないのです。一事が万事です。そういうことがあるからその辺のけじめをよくしてもらいたい。たとえばさつき民自党の方から質問があつたが、國立公園においてはこしらえるのは建設省が大きな役割を占めてこしらえて、できてしまつと厚生省に移る。また公衆衛生の中の便所の話になるが、あの便所は最初はいがだん／＼悪くなる。

○葛西説明員 今お述べになりましたような問題につきましては、いかに文章をはつきり書いておきまして、やはりそういうふうな問題はどうして起きるのか、こゝろを承つておきたい。こゝろを承つておきたい。

○木村委員 このごろ町外れの方に行きますと、よく進駐軍の命によつてごみを捨ててはならない、こゝろを札が立つてゐる。日本にも厚生省があることでもございすし、日本の人民にいたしまして、ごみを捨ててはならないくらのけじめがつかなくて、進駐軍の命でなければならぬといふのは、まことにもつて情けない話です。が、しかしながらそのような札を立ててもらわなければならないところに問題があると思ふ。そういうことに對しては、一体厚生省は今後どのような手を打つ御方針であるか。

○葛西説明員 いただいたようなことは實際私も目撃いたしまして、実に申訳のないことだと思ひますが、あの進駐軍の命令によりといふのは、おそろく地方軍政部の方からい／＼指示があつてやらされておること、これはもうそんなことを言われるまでもなくやらなければならぬこと、今環境衛生部といふものを新しく設置していただくといふことになりましたのも、実はそのような方面に相当施策を講じて参りたいと思ひておられます。ことにそういう方面になりまると、これはどうしても國民一般が公衆衛生と申しますか、そういう方面の理解を得ることが非常に必要になつて来るわけでございます。今度は厚生省におきましてもういふやうな公衆衛生とか、あるいはまた廣く一般の衛生、社会福祉という面で國民一般に訴へ、弘報宣傳といふやうな機構を總務課の中につくつておまして、予算等も千二百万円ばかり今年いただいておきますが、そういうふうなもので國民一般に訴へることがぜひ必要だと思ひます。ごらんになりましたかもしれませんが、今月号の厚生時報といふ宣傳雜誌があります。あれの表面には都市の環境衛生をきれいにするといふやうな寫眞を入れましたやつておるわけでございます。お述べになりましたやうな点全部この環境衛生と申しますか、公衆衛生といふことでございまして、環境衛生部を中心いたしまして今のようなことでやつて参りたい。かように考へておるわけでございます。

○木村委員 これも最近のことでございす、例のサンマータムといふものが、日本の氣候風土から言つて、また生活の環境から言つて、い／＼な状況から見て、日本の國民にとつては健康上いいものか悪いものか。厚生省は大体どのように考へておるのか、お承つておきたいと思ひます。

○葛西説明員 実は國民の健康にいいか悪いかという点でございすが、私どもの方もできるだけそういう資料を整えたいと思ひまして、若干統計等をまとめたと思つておりますが、実はまだ正確なものがまとまつておりません。これは常軌的に申ししてもわかりますように、実はずつと選い所から通りやうな人等でありまう場合には相違の行くことはわかり切つたことですが、多数の一時間とかあるいは一時間以内とかいふやうな近い者については、さほどの影響はないのではないかと実は内輪で話し合つてゐる程度でございまして、具体的にあれば來年の統計の数字をもちましていかなる結果があるいはあるかもしれませんが、全体的な衛生統計部等ととりまてた数字はまだ集まつておりません。従いまして厚生省としてあの問題についてどうなつておるかといふやうなことを申し上げる段階にまだ至つておりません。

○木村委員 こゝろいつたものが戦争後にわかに始まつて、しかもこれは法律でやられまして、相当根拠があつて、このことがい／＼ゆる夏時間として日本の國民の保健衛生上非常にプラスの面があるといつたやうな國民を納得させ、また私たちが現に経験いたしましてもまことにけつこうだといふだけの調査報告といつたやうなものが出てこそ、初めて私たちはこゝろいつたものにも承服できると思ふ。ところが今聞かれまするといふしたものは、い／＼見まするといふ話、まあやつて見るといふ話、簡単に日本の八千万の國民の生活に日々影響を及ぼすやうなことがきまつたのじや困るので、その点はしやうがないといふことになると、厚生省なんかはこの問題にはあまり関知してない、かやうに解釈してさしつかえございせんか。日本の政府ではあまり知らうとは思われない、かやうに解釈してさしつかえございせんか。

○葛西説明員 今の夏時間の問題は、実はい／＼な観点があるわけでございます。電力の節約であるとか、あるいはい／＼な御承知のやうな観点があります。ただ私は今申し上げましたのは保健衛生上いかなる影響を與えておつたか、その基礎の数字をどう思

つておるかということでありましたものから、まだありませんと実は申し上げたわけでございます。

○木村(藥)委員 私どもは非常に開通性があるからこういうことを聞くわけでありまして、たとえば昨午例のジフテリア予防接種によつて、私の縣においても三百何十名の子供が発病いたしました十六名なくなつた、こういうことを私たちは現に目の前に見ております。そのようなことが法律でできまづてやらなければならぬのだが、日本においては実際そのようなことをやるような注射液の生産設備、生産技術があるかどうか、こういうことも大きな問題になつて来ると思ふ。こういうことを問題にしないで法律をきめて、それやれといつて殺人注射をやつてもらつたのではとんでもないことになる。一事が万事、このように國民大衆として納得が行かない点が出て来る。そういうことがたくさん書いてある。書いてあるがその裏づけとなるような實際の予算にいたしましたも、あるいはその他いろいろの技術的面にいたしましたも、研究の問題にいたしましたも、そのことがはたして行われるかどうか、このことを大體承つておきたいと思ふ。

○西園説明員 今のジフテリアの注射事件についてはまことに申訳ないことをでかしまして、実は恐縮いたしておるわけでございます。ただ予防接種法を突進いたしますときに、先般國會で御審議をいただきますときも申しましたように、ああいう事件がたび／＼あつては困るわけでありまして、ほとんど稀有の事件でありまして、從來日本でもあの生物学的製剤のものは相当

やつておつて、かような事件は今までの経験ではなかつたわけでありまして、たま／＼御承知のような一製剤所の不注意のありましたために、しかもそれが國家の検定の目をくぐりまして、かような悲惨な事件が起きて何とおわび申し上げようもないことをしでかしてしまつたわけでございまして、それからさらにあのことにつきましては、あるいはさらに從來より一層厳密な國家検定をするように規則等を改めるとか、あるいはさらに製剤所は検定だけでは間に合いませんから、技術も人も十分そろつたいい製剤所からかようなものはさせるというようにすることにいたしますとか、あるいはまたかような従事者に抜き取り検査にかような注意が必要であるということ、さらにあの事件が起きてから記憶の新たな間に、関係者を集めて講習をいたしますとかいろいろやつて参つて、再びかような事件を起さないようにということ、実は私も中央地方呼籲いたしました戒心をいたしておるようなわけでございまして、ここにありますいろいろな文句につきまして、羊頭を掲げて狗肉を賣るようなものはないかというお尋ねでございますが、これは私も

としましてはできるだけ憲法の第二十五條にもありますような精神に沿ひましてせひやつて参りたい。ただいまの御質問は私どもに対する非常な御訓戒といふふうに拜承いたしました。將來とも努力をいたす覚悟であること、を申し上げておきたいと思ひます。

○木村(藥)委員 予防接種の話は大分あつたので私はやめますが、大分見解が異つてゐる。私どもの地方の病院で発病いたしました子供の治療に當つ

て、約二十日間ほとんど病院に泊り込んで、手塩にかけて治療に當つた小兒科の醫學博士がおります。この方からこの問題について約半日くらい専門的にいろいろ意見を拜聴したわけであり

ますが、その結果名前を申し上げてもいいですが、この醫學博士のお方の説明によると、大體検定とかいうことは問題ではない。そも／＼検定しなければならぬようなものをこしらへるようなことに問題がある、こう言つておる。これは非常に技術的な、科学的なものであつて、それが完備さへして、一定の技術を持つた者が、一定の設備をした工場と言ひましようか何と言ひましようか、そういう製作用をいたしますところ、こしらへたならばそのような危険は起るものではない。ところがそれを法律できめてやる。今までは発生した場合には、ただその附近だけを予防接種すればよかつた。従つて生産量は少くよかつたから、北里研究所とか傳研といふようなところで非常にうまくやつておつた。ところが今度は傳研や北里研究所なんかでやつておつては間に合はぬ。大體研究所といふものはそういうものをこしらへるものでないといふような妙な議論が起つて來て、傳研や研究所の仕事は閉鎖してやめさしておる。そうして商賣人にどんどんこしらへろ、こうなつておる。これは金もうけでありますから、早くやれといふわけで、歓迎はしません、早くこしらへろ。商賣上こしらへてもいいから、それだけの設備と資金、あるいは資材、人の問題といううなことを根本的に検討した場合においては、ただ単に検定々々、検査々々で検査倒れになつてしまひます。検査

官を製作者よりよい入れなければならぬといふようなことになつてしまふ。そのようなことでは困ると思ふのです。これに對してはどのように考えようですか。大體機構全般的にそのようなやり方がある。

○西園説明員 ただいま述べになりました御意見通りに考へております。検定よりもむしろやはりつくるところを押えて行く、信用あるものをつくるようなものにつくらせるということがもとであることは申すまでもないわけでございます。それで実は從來とも、今お言葉ではもうけ主義にすいぶんやらしたといふようなお話もございまして、これは十分注意をして許したわけでございますが、さらにその許します基準を高めて、相當な設備のあるもの、相當の技術者のおるものといふようなものを選びまして、これは相當数を減ずるつもりでございます。そうしてそういうものに許すということにしたい。それから現在ある事件が起きましたからは、御承知のように予防接種法を一時停止しております。再検定——日本國中にありますが、その抜き検査をいたしまして再検定をしております。そして二度検査をいたしました合格したものだけ使つて、これらから出て参りますものはさらに厳重な検査をする。

第二には、検定と申すことも、これはやはりあれだけの法律をもつてやりまします以上は、どうしても検定も必要でございまして、今人間がうんといふやないかといふお話でございますが、これはつくり方によりまして、御承知のように液をたくさんつくるわけであり

ます。ロットと申しまして、大きなガラスのびんの中へ入れて液をつくります。その液を攪拌いたしますれば、同じ液ができるわけでありまして、それを適當に抜き検査をして嚴密な化学検査をして、同じ番号をもつてやりますれば、その液は安全ということになりますので、十分注意はいたしてやらなければならぬんですが、二度ばかりそれを検査することにいたしてございまして、將來は万々かような間違ひはないだろう。今お述べになりましたように設備や人、あるいは資材等のもので押えて行くといふ御意見については、私どももまたたくさうに考へておりました、今後つくりますものは、現在四十くらいあります製剤所を十数箇所ないし十くらいのところにしたといふわけで、今關係方面と打合せをしております。これらは相當基準も高い技術を持ち、相當の設備を持ち、相當の資材の配給、監督の目の届くものにまず製造させる。それからそこでできたものについて、今のように抜き検査でございますが二度の検査をいたしまして、それでやつて行くといううなことで、安心をして予防接種をやつて行けるようになる、かように信じておるわけでございまして。

○木村(藥)委員 まず國立病院が特別會計になるわけですが、職員の方は特別會計になつた場合には、雇用關係はかわつて來ますか。

○西園説明員 雇用關係はかわりません。やはり國立病院でありまして、ただ特別會計になりますと計算を別にするとといふだけのことであります。あたかも通信省が特別會計でありまして、通信省の者が官吏であると同じでござ

いまして、現在の雇用関係、身分の關係はわかりません。

○本村(榮)委員 それから特別会計になれば、入院料とか、いわゆる医費代は今までより高くなるのですか、安くなるのですか。見通していいですか。

○葛西説明員 医療費は、現在では国民健康保険の単價にすつとよつておりますから、国立病院等では一割引でやつておると思いますが、それがなくなるというふうなことは、これは国立病院が特別会計になつたとか、ならぬとかいうことは別の問題だと思ひます。

○本村(榮)委員 基本的なところは厚生大臣にお聞きいたしますからもうやめますが、ここを見ますと「公衆衛生局」においては、左の事務をつかさどる。こゝに書いて二十五か項目がありますが、この中には墓地、旅館、興行場、公衆浴場とか、皇居外苑とか、京都御苑、新宿御苑等たくさん書いてあるのです。けつこうなことでございまして、一体このくらい書けばもう少しこまかく書いてもらつてもよいと思ひますが、と申しますのは、たとえば貧民窟とかいうようなところ、下が濕地なんか多くて、非常に不衛生的な住宅、あるいは煤煙なんか非常に多くて國民の健康を阻害するような住宅地というふうなことが書いてないやうですが、どこかに書いてありますか。書いてあればけつこうですが、私ちよつと見ましたが、書いてない。

○葛西説明員 ただいま御指摘になりました非常の不衛生的な地区、あるいは風紀上いかにわしいやうな地区というふうなものをきれいにする、不良

住宅地改良というやうなことではないかと思ひますが、これは実は建設省で所管することになつております。建設省で不良住宅地改良事業法でしたかありまして、その方は建設大臣が所管することになつております。もちろん衛生の面というやうな点につきましては先ほども申し上げましたように、両省協力をいたしてやるといふ点は、申すまでもないことであります。

○本村(榮)委員 そこで私はお尋ねいたしますが、国立公園の保護による日本國民の保健衛生と、そういう不良住宅の管理改善によるところの保健衛生と、どちらの方が大体厚生の方に近いわけでありませうか、教えていただきたいと思ひます。

○葛西説明員 今の不良住宅の点というの、実は不良住宅地区改良法でやるといふことになつておるのであります。ここに書き上げましたのは実は例示でありまして、ほかにもいろいろあるのですが、書き上げ切れぬからそういうふうになつておるわけであり

第二にお尋ねになりました今の公園というやうなこと一体どつちがどうなるかというやうなことでありまして、今の不良住宅の改良というやうなもの、実は単に衛生だけというやうなことでもありません。厚生大臣が所管をするというところ、これは一つの意見として成立つわけでありまして、不良住宅の改良というものの目的には

整理というやうな建設的な面もあつたりなんかするやうなことから一應建設省という所管することになつておるわけでありまして、先ほども申し上げましたやうに仕事をこの省でやるかという点は、はつきり今このやうにわかれないうやうなものが御承知のやうに非常に多いわけでありまして、例をもちつて申し上げますならば、保健衛生とか、あるいは防犯だとか、あるいは風俗だとかいうやうに縦に切つてあるものと、それから建設というやうに横へ何と言ひますか、物をつくる、あるいは道路をつくる地区を整理するといふやうな仕事とある。そうするとクロスするところでは、どうしてもどつちの省にも関係があるといふことに相なるわけでありまして、そういうやうな関係からいたしまして、どうしても一方は向うでやるという風に相なつたわけ

でございまして。

○本村(榮)委員 そこでだん／＼承つて来ますと、わかつて来るわけなんです、いわゆる厚生省の担当いたしましたところの根本的なものの解決がついていないから、そのように末端に至つては一方においてはこれは建設省でやる、こゝは厚生省でやる、やれ庭掃除だとか、やれ公園の穴掃除だといふやうな妙なことをやつておるが、それもけつこうなことなんです。というのはいわゆる厚生省の目的の一番大きなものは、さつき田代君が言いましたやうに、日本の一般國民大衆の中から病氣の点においてもだん／＼これをなくして、ほんとうに保健衛生の上において

はつきつたものにするといふのが目的だと思ひます。そのためにはどうして

も積極的にせういつたことを守るやうな機構をやらなければならぬ、これが根本だと思ひます。こゝいう観点からこの厚生省設置法案を見ますと、そういう観点からの設置法案ではなくてきてしまつたことの跡始末、いわば人間が死んで火葬にすることや、どこへ持つて行つて埋めるということや、たれてしまつたものをどつかへ持つて行つて捨てること、こゝのやうな政策ばかりです。そも／＼含水炭素をたくさん食つておる日本の國民は大くそをたれておる。これをもつと栄養價のある物をとつて行けば、そういう面もどんどんかかつて来る。都会の便所もくその山にならなくてもよい。そういうことを考えましても、もつと基本的な点をやらなければならぬところが大きい。お寺の坊さんの跡始末ばかりである。お寺の坊さんのやうなことをこゝでやるやうである。やるべきことはそのほかたくさんある。そういう点でもあなたと論じてもつまらぬから林厚生大臣と一緒に戦つてみたい。きょうはこゝのくらいにしておきますが、そういう点はどうも御考慮になつていないやうだが、いや、そうではない、この辺ではこゝのやうなことを積極的にやつておるといふ何か御意見があれば伺つておきたいと思ひます。

○葛西説明員 どうも厚生省のねらいの見当はずれておるといふやうな意味の御叱咤であります。厚生省は御承知のやうに設置法の第四條にもございまして「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」という憲法第二十五條を目標にして具体的に書き上げましたのが一から六までである。この目標に従つてやつておるわけでありまして、栄養の改善というやうなこと

も実は中に書いてありまして、今お述べになりましたやうに必ずしも大食いをしなうといふやうなことではなくてもいいやないかといふやうな指導もやるわけでありまして、力が足りませんで、なか／＼十分に行つておりません点は申訳ありませんが、やるつもりでございまして。それから文字の点で、坊さんのやうな跡始末のやうなこ

とばかり書いてあるといふことでございしますが、これは実は具体的にこゝいう事項があるものでございまして、一書き上げたのでありまして、そういう御印象を受けられるとすれば表現の仕方が悪いわけでありまして、何もここに書いてあるものしかやらぬといふわけではございません。第四條には、憲法第二十五條の國として努めなければならぬ仕事を厚生省がやつて参ることを書き上げてありますが、これに連関して從來からやつておる仕事をここに書き上げたのでございまして、今お述べになりましたやうに廣く氣をつけて行かなければならぬと思ひます。しかしさつき縦横の例を引いて申し上げましたやうに、いゝ／＼保健衛生というやうな仕事は、児童等のことはやはり学校でやつてもらわなければならぬし、あるいはまたそれ／＼の省に属つておるやうな人ならば、それ／＼の省でやつてもらわなければならぬ、あるいはまた汽車の中の衛生は運輸省でやつてもらわなければならぬといふやうに、やはりいかにわけましてもやむを得ないことがございしますので、そういうやうなよその省に關連のある公衆衛生の向上、あるいは社会福祉といふやうな点につきましては、今後十分連絡をして憲法第二十五條の趣旨の通るやう

にやりたいと存じておる次第でございます。

○木村(衆)委員 今日最後の一点だけお尋ねしたい。去年ぐらいたつてに顯著になつたことでございすが、国立療養所や病院のお医者さん方が非常にたくさんおやめになる。いろいろ原因を聞いてみますと、月給が少なくてどうもよく行かぬ、こういうことであります。また患者の側から聞きますと、いろいろな問題がたくさんございすが、待遇の問題がきわめて悪い。いろいろ配給食糧なんかをめぐつての不正や不平が起つて来るということが大分あるらしい、こういうことで、療養して早く健康体になつて働いてもらわなければならぬところの連中が、病院に行つてどうぼうにあつたり、あるいはまたとんでもないけんかの中に入る、このようない傾向がある。その根本的なものは確かに國家予算の問題に關係があると思ひますが、これでは非常に困る。そういう点を、もう少しほんとうに患者も安心して療養ができ、またお医者さんの生活が保障されて、療養としてやる、治療に当るといふことができるように急速にかえて行かれるような方針はございせんか。そういうことはどうでもいいから跡始末だけやつておけばいいというお考えでありますか。

○舊西説明員 これはもうお答え申すまでもなく、ぜひいいお医者さんを得て患者にも御迷惑のないようにすること、国立病院とか国立療養所の使命であることは申すまでもございせん。ただ何と申しまして今のように相当のお医者さんがやめて行くことは事実でございします。これはできるだけ

いい人を得るように、しかも給與の問題も努力をいたしますことはさることながら、そのほかに国立病院等ではお医者さんや看護婦というよりなもの研究ができる点も、お医者さんの集まる非常な魅力でもあるようでありまして、わすかではあります。本年の予算等には、かようなものが若干見込んでありますし、できるだけいいお医者さんが安心して集つてやるようにせむししたいと思つております。

食糧の点につきましてはいろいろな点が私どもの耳にも入りますし、定めし國會の皆様方のお耳にも入ること存じます。私もできるだけそういうことのないように努力したいと思ひます。今度の設置法にもあります医務出張所にも命じまして、かような事件等がありまして私どもにすぐ連絡をして、実情を調べて間違ひがあつたら正すように努力をして来ておるわけでありまして、今後ともそういう点については十分努力をして国立病院、療養所の本来の目的に沿うようにいたしたいと考えておる次第であります。

○床次委員 簡単に二、三御質問を申し上げます。今回の改正の主要な点は公衆衛生局の關係でありまして、結局におきまして公衆衛生局と予防局を合せて一つにしたという形だと思ひます。人の面について申しますと、局長が一人減つて、そのかわり部長が一人ふえたという形に見えるのであります。が、しつてかかることをする必要があるかどうかというのを私はお尋ねしたいと思ひます。なぜかと申しますと、今度の新しい公衆衛生局になりますと、公衆衛生局長は非常に大きな廣汎な、しかも重要な仕事を担任するの

であります。かつての予防局におきましても実はいろいろ緊急な問題がありまして、相当予防局長としては責任が大きかつた。過重とは申し上げませんが、相当責任の大きかつたことを見ております。今度公衆衛生局長に直屬するところの教課がありまして、これをこの際もつとゞ拡充してやつて行く必要があるのではないと思ひます。しかるにもかかわらず環境衛生部、國立公園部という二つの部をも兼ねるといふことにつきましては、よほど公衆衛生局長がしつかりしておらなければ、この大事な衛生行政というものが相当障害を受けるのではないかと、このことを懸念するのであります。この点につきまして御當局の御意見を伺いたいと思ひます。

それから次に國立公園部がここに入つておりますが、先ほども同僚委員から御質問がありまして、あるいは官房にでも持つて行つたらどうかという御意見もありましたが、將來のわが國の觀光行政という立場から見ますと、やはり觀光行政の一環として國立公園の行政のあり方というものをかなり考へて行く必要があると思ひます。はたして公衆衛生局にこうやつて一つの部として置いておくことがよいかどうかという点については、御當局のお考えもあることと思ひますが、將來觀光行政に關し、國立公園部のあり方について何か政府にお考えがあるかどうかという点を、第二点としてお尋ねしたいと思ひます。

それから第三は、これに關連したことでありますが、参考に関かせていただければつこうであります。今度文部省の改正におきまして、体育關係の仕

事が相當縮小されたように承つておるのであります。公衆衛生の立場から申しますと、國民の健康を増進するといふ意味において、厚生省は大きな責任を持つておられますが、はたして將來の國民の体力、國民の健康の積極的増進方法において欠けるところなきやいなや、厚生省の立場におきまして、この点の御意見を伺いたいと思ひます。以上御質問申し上げます。

○舊西説明員 第一にお述べいただきました予防局というものは非常に緊急な用事がある、特に急性傳染病等の場合に非常に緊急なことがあつて、大事な、しかも忙しい仕事であるという点は、私も実はその通り存じております。そういうところからいたしまして、実は今度床次委員もお述べになりましたように、かつこうから申しますれば予防局を公衆衛生局と一緒にして一局をつくり、環境衛生部をつくつたから、実は局長が部長になつた、結果から見れば同じことだということはその通りであります。これを一緒にしてやると今のような点もできないという点から、先ほど木村委員のお述べになりましたような環境衛生というような点もきわめて重要でありますので、環境衛生という面でもくつて、事實は公衆衛生局長はほとんどこの課で、表で申し上げますれば庶務課というごく小さい課と榮養課というもののだけが予防局の從來ありましたものにくつたただけでありまして、ほとんど局長みずから課長を指揮してやるところは、実は予防局である、実際はその通りのわけでありまして、であります。あとは環境衛生部長に大づかみにつかんでおいていただきまして、それをさらに

公衆衛生局長が見て行くというふうなことに實際はなるわけでありまして。なぜそういうふうなことをするかという点については、先ほど來福田委員その他の方々もお尋ねの通りでありまして、その局長は非常にたいへんだらうという点については実はそういうふうにも思ひますが、人事等にも十分考へましてやりますれば、これをもつてやつて行ける、かように考えておるわけでありまして。

それから第二にお述べになりました國立公園部の所屬の問題であります。忙しい公衆衛生局にさらにこういう部をつくり、あるいは本質的にどういふものはどうであるかというふうな点であります。私も実はこれは國立公園部を、先ほど本大臣からは林大臣と御相談になつて善処をされるというやうな意味のお言葉であつたように拜聴いたしておりましたが、公衆衛生局にこれを置きましたのは、主として從來の沿革と現在からかようにすることが適當であらうという意味でここに置いたわけでございます。沿革と申しますのは床次委員よく御承知のように、この法律が二十年近く前用意されましたときにも、國民の健康増進というやうな面から國立公園の問題を取上げたというやうな点もあり、そのやうなことから実は公衆衛生局に今もありませんし、一應置いたわけでありまして。これはそれだけのことであります。ただ將來にこいうものをどうするかというやうな点については、御承知のように内閣のもとに觀光審議會がございまして、これで今の觀光事業の振興というやうな点で御審議になりました結果、内閣の方に、諮理大臣に答申をされま

する者の保護」というのは、それはどういふところをお考えになつておりますか。その点お伺いたします。

○甚田説明員　あり場所がわかりませんので正確にお答えできませんが、その他の保護というのは、今申したような罹災者とかあるいは生活保護法とかのほかにありますものは、たとえば特殊婦人でございますパン・ガールみたいなものを保護するというようなこと、あれが病氣がなつて、將來再起させるためにいろいろやつてやるというような保護等は、今のその他という中に入るかも知れません。あるいはまた被爆者、被爆者といふ、わくわくした人

また賠償を自由とする。と云ふのは、
保護とかいうのも今の範圍の別の立場
から保護を加えて参ることもあるうか
と思います。

○達澤委員　そこで私まことに残念に
思いますのは、そうなると戦争による
犠牲者に対する考え方がどこにもない
ように考えられるのです。その次に四
十二條の一と二に、「傷病者保護更生」
とか、あるいは「傷病者に対する授産
及び職業輔導」ということは書いてあ
りますが、これは傷病者に限定してお

るのでありまして、一般の戦争犠牲者に対する氣持が何ら二つもこれに現われていないのであります。この点は厚生省の設置法案作成に当りまして、考へを及ぼしたか及ぼさぬかということにつきまして一應お尋ねしたいと思ひます。

○葛西説明員　ただいま申し上げましたように、実はその他という中へ今の戦争犠牲者と申しますか、未亡人と申しますか、遺族と申しますか、さうやうなものとは入らないのではないのでござります。その保護もやり得るのでござ

でございます。ただ特にそういうものをここに特記いたしませんでした理由は、実は具体的な案がまだありません。で、具体的にそういうものをどうするということが成立したぬものでございすから、実はそれを取出してなかつたわけでございます。なぜ具体的にそういうものが成立しないか、しかし実際は生活保護法の適用があります。あるいはまた子供をかかえた遺族でございますれば、母子寮というふうなものに入らせてございす。しかしそういうものに対する特別の保護の体系というものが、実はまだ打立てられないのでございす。これにつきましては、御承知のように昭和二十一年の二月に出ました連合軍司令部の指令第七七十五号というものがございまして、その関係で実は非常にむずかしい問題になつております。しかしあの関係も特別に理由が立てば、何もさしつかえはなかりうかと思ひます。そういうので具体的な案が、成立しますれば、たとえば傷病者の保護というふうなものについては、昨年の二月に連合軍司令部の承認を得て特別な仕事をやるということが実はきまつたわけでありす。そこでそういう具体的な特別な仕事ができまして、それから、身体障害者の保護については特別に書いて掲げたわけでございます。今の遺族なり、あるいは未亡人なりといった方々の点につきましては、特別にまだそういうふうな承認を得て具体的にかなうな仕事をやるのだという特記する仕事はないのであります。生活保護法でやる。母子寮でどうする。保育所でどういうふうにするかというものはありまして、そのほかに実は特に掲げるものがなかつた

もありす。そのほかに廣く戦争の犠牲を受けた者という意味の調査は実はないわけでありす。戦災者の保護につきましては、これは今の生活保護法等でやる。あるいは引揚げて来た方々も戦争の犠牲者ですが、これも生活保護法でやる。また引揚げについては若干生業資金、その他の保護のあることもおつしやる通りであります。それから傷病者の方も今御指摘の通り、若干の施策も認められて、これも手をつけております。ただ残つております問題は子供をかかえた未亡人の方々の問題、これが特別に取上げて何をするかという案はまだ立てておらぬわけでありす。

一般の救護法よりも高い保護を與えておつたのでございす。救護法というのは年令の満たない者、六十才以上の者で生活に困つておる者を救護するといふような、大体三段階の制度があつたのであります。これが御承知のように終戦後そういうことではいかぬ。新しい憲法の線に沿ひまして、しかも二十一年十二月に連合軍の指令が出まして、救済、福祉に関する計画を政府が立てようというふうな事になつた。これには原因のいかんを問はず無差別平等に保護をすべきである。原因は問わぬ、戦災によるものと、兵役服務によるものと、あるいは今御指摘になつたやうなかりにのんだくれになつたために貧困に落ちたというふうな者にあつても、一應最低生活を保護するものは生活保護法でやるのだ、この線をとつて、そして今までのやうな三段階にわけ

て保護しておつたものを全部廃止したわけでありす。根本的には今のやういう理由でどうなつたという者について特別に保護をするということは認められておらないわけでございます。ただ傷病者でありすとか何とかいうことになりす、一般の人よりはハンデ

○葛西説明員 今度の戦争犠牲者と申しますといふ、戦争犠牲者があるわけでありす、戦災をこうむつたといふやうなものの人数なら、いろいろの調査等も若干は持つております。あるいはまた子供をかかえた未亡人、それも戦争の犠牲を受けた方々であります。が、こゝういふものの調査も若干はあります。今局長から申し上げたかもしれませんが、現在集めておる母子の資料

も申し上げたやうに、長男以下三人のものが戦死したために生活に困つておる。それは三人の男の子がほんとうに國家のために犠牲になつたのだ、こゝう考へ方からすると、怠けたために家計を営むことができない、それと同じ意味合いの保護は受けない、それより階級がたぐさんあると思ひ、それらを御研究になつておるかどうか。こゝういふやうなものに対しては同じ生活保護法でもつてこれを同一の立場で考へることは誤りだと思ひます。こゝういふものに対しては同じ保護をするとしても、怠けて生活できないもの、今前段に申したやうなものと對比しては、経済的の立場は同じといひまして、丁承し得るやうな方法をお考へになる必要があると思ひます。こゝういふものについて御研究なつたことがあるかどうか。

○葛西説明員 ただいまお尋ねになりました点は特に國家の犠牲、戦争の犠牲になつた者について特別の保護をするかどうかというやうなお尋ねかと思ひます。この問題は生活保護法をつくるときに十分研究をされた問題でございす。御承知やうにこの生活保護法の前は、兵隊に行つた者、兵役関係のためいふやうな者、一家の支柱が兵隊にとられて、兵役のためにけを

○葛西説明員 今度の戦争犠牲者と申しますといふ、戦争犠牲者があるわけでありす、戦災をこうむつたといふやうなものの人数なら、いろいろの調査等も若干は持つております。あるいはまた子供をかかえた未亡人、それも戦争の犠牲を受けた方々であります。が、こゝういふものの調査も若干はあります。今局長から申し上げたかもしれませんが、現在集めておる母子の資料

も申し上げたやうに、長男以下三人のものが戦死したために生活に困つておる。それは三人の男の子がほんとうに國家のために犠牲になつたのだ、こゝう考へ方からすると、怠けたために家計を営むことができない、それと同じ意味合いの保護は受けない、それより階級がたぐさんあると思ひ、それらを御研究になつておるかどうか。こゝういふやうなものに対しては同じ生活保護法でもつてこれを同一の立場で考へることは誤りだと思ひます。こゝういふものに対しては同じ保護をするとしても、怠けて生活できないもの、今前段に申したやうなものと對比しては、経済的の立場は同じといひまして、丁承し得るやうな方法をお考へになる必要があると思ひます。こゝういふものについて御研究なつたことがあるかどうか。

○葛西説明員 今度の戦争犠牲者と申しますといふ、戦争犠牲者があるわけでありす、戦災をこうむつたといふやうなものの人数なら、いろいろの調査等も若干は持つております。あるいはまた子供をかかえた未亡人、それも戦争の犠牲を受けた方々であります。が、こゝういふものの調査も若干はあります。今局長から申し上げたかもしれませんが、現在集めておる母子の資料

○葛西説明員 今度の戦争犠牲者と申しますといふ、戦争犠牲者があるわけでありす、戦災をこうむつたといふやうなものの人数なら、いろいろの調査等も若干は持つております。あるいはまた子供をかかえた未亡人、それも戦争の犠牲を受けた方々であります。が、こゝういふものの調査も若干はあります。今局長から申し上げたかもしれませんが、現在集めておる母子の資料

も申し上げたやうに、長男以下三人のものが戦死したために生活に困つておる。それは三人の男の子がほんとうに國家のために犠牲になつたのだ、こゝう考へ方からすると、怠けたために家計を営むことができない、それと同じ意味合いの保護は受けない、それより階級がたぐさんあると思ひ、それらを御研究になつておるかどうか。こゝういふやうなものに対しては同じ生活保護法でもつてこれを同一の立場で考へることは誤りだと思ひます。こゝういふものに対しては同じ保護をするとしても、怠けて生活できないもの、今前段に申したやうなものと對比しては、経済的の立場は同じといひまして、丁承し得るやうな方法をお考へになる必要があると思ひます。こゝういふものについて御研究なつたことがあるかどうか。

○葛西説明員 今度の戦争犠牲者と申しますといふ、戦争犠牲者があるわけでありす、戦災をこうむつたといふやうなものの人数なら、いろいろの調査等も若干は持つております。あるいはまた子供をかかえた未亡人、それも戦争の犠牲を受けた方々であります。が、こゝういふものの調査も若干はあります。今局長から申し上げたかもしれませんが、現在集めておる母子の資料

○葛西説明員 今度の戦争犠牲者と申しますといふ、戦争犠牲者があるわけでありす、戦災をこうむつたといふやうなものの人数なら、いろいろの調査等も若干は持つております。あるいはまた子供をかかえた未亡人、それも戦争の犠牲を受けた方々であります。が、こゝういふものの調査も若干はあります。今局長から申し上げたかもしれませんが、現在集めておる母子の資料

も申し上げたやうに、長男以下三人のものが戦死したために生活に困つておる。それは三人の男の子がほんとうに國家のために犠牲になつたのだ、こゝう考へ方からすると、怠けたために家計を営むことができない、それと同じ意味合いの保護は受けない、それより階級がたぐさんあると思ひ、それらを御研究になつておるかどうか。こゝういふやうなものに対しては同じ生活保護法でもつてこれを同一の立場で考へることは誤りだと思ひます。こゝういふものに対しては同じ保護をするとしても、怠けて生活できないもの、今前段に申したやうなものと對比しては、経済的の立場は同じといひまして、丁承し得るやうな方法をお考へになる必要があると思ひます。こゝういふものについて御研究なつたことがあるかどうか。

も十分いたしております。未亡人の問題にいたしても、やるにいたすれば、若干のハンデキャップを埋めるための施策という線で考えるよりほかはないような現状になつております。

○達坂委員 二十年の十二月に出された通牒を当局はあまり重大視しておるのではないか。その当時と今日とは事情がよほど違つて来ておる。特に社会情勢がその当時とはよほど違つて来ておる。未亡人の問題にいたしても、政府がやらぬといつても、われ／＼はやる決意を持つておる。今指摘しましたような問題につきましても、政府がもう少し熱意をもつてやつていただきたいと思ひます。政府がやらぬといふば、われ／＼は独自の考え方で陳情を重ねて行こうと思つております。しかしながらわれ／＼がやる前に政府がよほどの決意と熱意をもつてそれを調査して、その当時ばこれを許されなかつた傷病者に対する問題にいたしても、先ほど次官から御指摘のありましたように、これが若干緩和されたといふことは、その当時と事情の変化による結果となつたのだと思ひます。さらに、無差別平等は私にも思ひます。けれども、ただ私どもが申し上げるのは、生活に困つておる人の物質上の問題だけでなく、生活に困らない人には何か精神的なやり方があると思ひます。このことにつきましても十分なお考えをいただきまして、こういうような事情がある、國內事情はこうで、こうすることが社会情勢上非常に必要なことだといふことを、向うへ行つて当局としてお話し下さることを要望しておきます。

たいと思ひます。私のお尋はこれで終ります。

○丸山委員 四つばかり質問いたしたいと考えておりましたが、先ほど來の質疑應答で重複になると考えますので省略いたしまして、新機軸の問題についてお伺ひいたします。

私がこれを拜見いたしますと、公衆衛生局が直轄しておる課は旧予防局であります。すなわち二局が一局になつて予防局が廃止になつた形になつておりますが、実は予防局は廃止にならなく、公衆衛生局と名前をかえ、公衆衛生局が部に落ちて環境衛生部になつたという印象を受けるのであります。ところが環境衛生部に属してあります仕事は、ここに書いてありますのを見ますと、大部分がわかつております。八つばかりあると思ひますが、これこそ重要なものでありまして、先ほど問題になつておりました糞便の問題等も、やはり清掃衛生の改善及び向上をはかるという方に入りまして、今の荒廃した國土には非常に重大な問題であると考えます。その重大なものを取扱ふべき局が部に落ちたという印象を與えられることは、はなはだ遺憾に考へられます。行政整理を基盤とした機構の改革は、國家の今の財政から必要やむを得ないものかもしれませんが、しかしそれよりもやはり重点的に、必要なものは廃止しないで、影響の少ないものから廃止して行くことが当然だと考えます。その意味におきまして、こういう重大な結果を及ぼすものが、局から部に落ちたという印象を與えるような機構をこしらへたことははなはだ遺憾に考へますので、もしこれを実績に徴しまして政府において、あるいは私どもからも、この部は局になる方が至当であるというふうに考える場合には、これを局に復活せられる意思をお持ちになつておるかどうかといふことをお伺ひいたしたいと思ひます。なおそのほかのことは重複になりましたので省略いたします。

○齋藤委員 ちよつと丸山君に御相談します。今の御質問はなか／＼大きな質問であつて、事務次官が答えるのはどうかと思ひます。いずれ大臣が出る時がありましようから、大臣にお尋ねになつてはどうですか。

○丸山委員 保留いたします。

○齋藤委員 次は近田君。

○近田委員 ただいま御注意がありまして、こまかい質問は厚生委員会ではこれを審議する機会をつくるという御証言を得ましたので、その前提のもとに、本日は大筋のことだけを少しお伺ひしたいと思ひます。

第一にお伺ひしたいのは、大体今の医学は病氣になつてからなおすというよりも、病氣にならない処置を講ずるというふうに進んでおる。これはこの文明國家もそうだと思います。厚生省の医療行政もおそらくその線に沿つてやつておると思うのですが、違ひございませうでしょうか。

○齋藤委員 その通りだと思ひます。もう少し申し上げますれば、今の病氣になつたらなおすというよりは、むしろそれを予防するといふ立場、あるいはまた環境を整理してかようなものにならないようにやつて参る点に重点を向けて行かなければならぬことは御同様に存じます。

○近田委員 次官の床次委員へのお答の中に、一應予防局は廃止したけれど

も、これは公衆衛生局の中で、局長みずから予防衛生方面の陣頭に立つてやるのでむしろこれは充実するのだ、こういう御答弁があつたのですけれども、それに相違ございませうでしょうか。

○齋藤委員 ただいま床次委員はちよつとお見えになりませんが、私はそんなふうには申し上げなかつたのです。むしろ機構を合理化して能率を上げるようにする。實際形から見れば、今丸山委員もお述べになりましたように、庶務課、栄養課といふようなものが加つて予防局が本体になる。公衆衛生局の大部分を占めておつたのは、むしろ環境衛生部になるようなかつこゝうになつてゐる。しかしこれらのものは彼此関連があるから一つにしてやることにした、かように申し上げたつもりであります。

○近田委員 形の上のことは一應問題にしないといひまして、實際の部面で予防衛生といふものを從來よりも進めなければならぬことはわかつてゐる。日本の予防衛生はほかの進んだ國の國から考へると、予算の点から言つても施設の点から言つても、はるかに遅れてゐることは厚生省ももちろん御存じだと思ひます。私の希望としては、今度の組織法がかわりますときには、ぜひその方を實質上充実してもらいたいと考へるのです。厚生省もやはり予防の面は從來よりもっと充実せしめたいという御希望ですが、そういたしますと、實質上その仕事に当ります者が、從來よりも人数がふえ、あるいは予算もとる、設備も充実せるといふようなことが新しい機構で望まれるかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤委員 ただいまの御質問は、簡単に申し上げますれば人を減らして仕事がつんとやつて行けるか、裏から言へばそういうお尋ねだと思ひます。が、そういうことになりますれば、若干人を減らさなければならぬといふ点も、先ほど申し上げた通りでございます。仕事の点はさらに充実をしてやるというふうには考へております。もう一べん言葉をかえますれば、あれがなければ完全な仕事ができないといふふうには考へておらぬわけでありませう。

○近田委員 それでは具体的にお聞かせしたいのですが、予防衛生研究所とかそういう研究所などは、費用なり、あるいは施設の点は今度は拡充されまうか、この点ひとつお聞かせしたいのであります。

○齋藤委員 予防衛生研究所というお名指しであります。予防衛生研究所の経費は今度は数字を持つておりませんが、本年度御決定いただきました予算は、相当増しておることになつております。ただ人間等は、まだこれも決

定いたしません。研究機関等はいずれの整理ではなくて、欠員等を適当にやるというふうなことで整理をされますが、予算額等においては相当増して充実した仕事ができることに相なつております。

○近田委員 實際政府が望んでおられるように、人員を減らして仕事が増えるという点は、なお詳しく御説明いただかなければ納得できないのであります。これはこまかい点について

はあらためて厚生委員会でお尋ねいたすといひまして、次に兒童局の問題

も、これは公衆衛生局の中で、局長みずから予防衛生方面の陣頭に立つてやるのでむしろこれは充実するのだ、こういう御答弁があつたのですけれども、それに相違ございませうでしょうか。

か、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤委員 ただいまの御質問は、簡単に申し上げますれば人を減らして仕事がつんとやつて行けるか、裏から言へばそういうお尋ねだと思ひます。が、そういうことになりますれば、若干人を減らさなければならぬといふ点も、先ほど申し上げた通りでございます。仕事の点はさらに充実をしてやるというふうには考へております。もう一べん言葉をかえますれば、あれがなければ完全な仕事ができないといふふうには考へておらぬわけでありませう。

○近田委員 それでは具体的にお聞かせしたいのですが、予防衛生研究所とかそういう研究所などは、費用なり、あるいは施設の点は今度は拡充されまうか、この点ひとつお聞かせしたいのであります。

○齋藤委員 予防衛生研究所というお名指しであります。予防衛生研究所の経費は今度は数字を持つておりませんが、本年度御決定いただきました予算は、相当増しておることになつております。ただ人間等は、まだこれも決

定いたしません。研究機関等はいずれの整理ではなくて、欠員等を適当にやるというふうなことで整理をされますが、予算額等においては相当増して充実した仕事ができることに相なつております。

○近田委員 實際政府が望んでおられるように、人員を減らして仕事が増えるという点は、なお詳しく御説明いただかなければ納得できないのであります。これはこまかい点について

どの御答弁にも出ておられないように拜聴いたしました。少くとも現在よりは劣らないという御答弁でございましたが、私どもは機構改革をいたします場合には、少くとも現状維持ではなくして、これから先へ進めるといふ、先ほどもどなたか同僚委員の方が言われましたが、少くとも進歩性をもたせた改革でなければ、意味はないと、かように考えますが、この点まず第一に伺いたいのであります。

○西園説明員 たいへんこれはむづかしい質問で、私からお答えするののもどろかと思ひますが、この行政整理をするというこのこと、それから今の能率を上げるというふうなことも、場合によればこの整理をしてさらに能率を上げる場合もあると思ひます。それからまた整理をするということは、何と申しますか、やむを得ない立場ですという場合もあると思ひます。最も大事な理由によつて整理をするという場合もあると思ひます。私どもが先ほど申し上げておりますのは、できるだけ行政の能率を阻害しないと思ひます。かような意味から申しますれば、むしろ消極的な意味において、これをもつてしても行政の能率を下げず、一致して努力してやれば、さらにも能率も上げられるのではないかと、かように申し上げておつたつもりでございます。

○松谷委員 少くとも私は機構改革をする場合には、いわゆる行政整理から来てやむを得ずどこかの局をはずさなければどうにも予算が成立たぬ。いわゆる健全予算という名に隠れた予算の面から参りまして、結局行政整理とい

う問題からこの局の統合やら、廃止やう問題になつて来るということ、これは政治の邪道ではないかと考へざるを得ないのであります。少くとも一つの省の設置なり、あるいは局の部の設置といふものは、それが少くとも大衆の幸福、國民の成長、國家の発展といふことにやはり主眼が置かれてなされなければ、正しい行政機構の確立といふものはあり得ないと思ひます。今度の行政機構は、いわゆる行政整理といふものから来たところの機構改革であるといふように、今の御答弁からは解釈ができるのですが、その解釈をしてよろしうございませうか。いわゆる邪道の機構改革の一つであるといふふうに解釈をいたしましてよろしうございませうか。

○松谷委員 そういたしますと、少くとも今度のこの機構改革は、いわゆる従来の公衆衛生局、あるいは予防局のその局としての運営自体に一つの欠陥があつた。あるいは両局を置くということによつて一つの弊害が出たといふような例から、あるいは仕事は非常に重複しておつたという点からではなかつたか、これを解釈をいたしてよろしうございませうか。

○西園説明員 これは局といふものの機構は、抽象的にあつて、ただ絵に描いただけでなくして、それを動かす人といふふうないろ／＼な点もあるわけでありまして、従ひまして、こうする方が能率が上がる、こうする方が能率が上らないといふこともいろ／＼考えられるわけでありまして、現在の段階におきまして、今の行政整理をやらなければならぬといふふうな状態からいたしますれば、かようなことによつてもやつて行けると信じておる次第であります。

○松谷委員 先ほどどなたか委員から出ておりましたが、またこのいわゆる國から拜見いたしましたも、大体従来のいわゆる公衆衛生局と予防局とを一緒につぎ合せて、言いかえれば別にそこに一つの局を新しく創造したといふのでなくして、つまりあつたものを寄せ合せてといふような感じが非常に強いのでございますが、この場合はたして當局のお考えは、いわゆる今までやつておつたことを、その程度で両方やつて行くのだ、従来予防局と公衆衛生局の二局の持つておりましたその内容を、同等に考えておいでになつたのですか。あるいはまた今度は公衆衛生局として、特に予防面ではなくして、公衆衛生に重点を置くのだとか、あるいはまた予防は重要であるから予防の方に重点を置くのか、この運営は一体どちらに重点を置かれんとするのであるか、やはり両方とも重要であるといふお考えでおられるのか、これを伺います。

○松谷委員 そういたしますと、私はその重要な二つの部面を二人の局長によつて分担させる場合、あるいは一人の局長によつて分担させる場合、一体どちらがよりよい行政の面を発揮して行けるか、これはやはり限りある人間でありますから、二人の局長をもつて、二つの局によつてこれをなすのが私はよりよい成績を上げ得るのではないかと考えさせられるのでございます。どうも今までのお話から伺ひまして、ここに予防局を廃止して公衆衛生局と改められるといふその内容的な意義はないように考えます。今回の厚生省の機構改革は、あつてなきがごとき状態ではないかといふような感じがいたすのであります。ことに二つのことを同等の重要さでやらなければならぬといふ場合、その予算の面におきまして、やはり従来の通りの予算をこれに使用いたしますならば、予算の面でも大した効果はないのではないかと考へざるを得ないのであります。

なおいま一つ伺つておきたいことは、今度の機構改革が発表されるに至るまで、私どもはこれはいわゆる行き当たりばつたりの機構改革じやなかろうかといふ不安を持たされた事実がございします。それは御承知のように、私どもは最初から予防局の廃止、公衆衛生局の設置といふことは、うわさにも聞いておりませんでした。第一次として厚生省がお考えになられたと傳へ聞

きましたものは、児童局の廃止の問題でありましたが、その報が傳わりますや、全日本の女性、母親、子供たちは、もろ手をあげてこれに反対の意を表したのであります。たうして私ども全政、また全婦人團體が結束いたしまして、児童局廃止に向つて強い反対の運動を起し、意志表示をいたしました結果、遂に児童局は廃止しないで済むという段取りになつたように記憶しております。その次に聞かれましたものは、藥務局の廃止はどうかという点でありました。そこで今度藥務局は廃止されるのかと考へておりましたところが、また漏れ承りますと、これに對しましても相當の運動が開始された。これは傳へ聞いたことでありますから、それが正しいかどうかはわかりませんが、厚生省はどうしても行政整理の面からどこかの局を落さなければならぬのだといふことになりまして、そのした運営の最も鈍い、いわば非常におとなしい、國民の世論も弱い予防局を落すのが一番適當ではなからうか、問題がなくて済むのではなからうかといふ、安易なる行政機構改革の結果として現われて来たのではないかと、ということが多分に懸念されるのでございしますが、この点はいかがでありますしうか。

○西園説明員 おそらく松谷委員の御出席の前でございましたが、先刻どなたかから御質問がありましたので、実は今日に至りますまでの行政整理とてのいろ／＼な折衝の経過について申し上げたのであります。重ねて申し上げることを避けて要点だけ申し上げさせていただきます。

たりと申しますか、あるいは抵抗の弱いところをどうするという氣持でこの案を決定したわけではございません。ただ松谷委員がお述べになりましたのは、予防局と公衆衛生局と合せる案は初耳だつたということでありました。が、行政整理の問題が起りましたときに、初め行政整理の際に本多國務大臣の手元でつくりました案の中には、児童局をやめることと一緒にその案があつたのであります。それがいろいろな事情であつたりこうなつたりして、結局こういふことになつたわけでありまして、それは重ねて申し上げても御迷惑だらうと思ひますから、申し上げずにおきます。

○松谷委員 私のお考えておりますことが思ひ過ぎといひますならば、たいへん幸ひだと存じます。今まで伺つておりました点を見ましても、今度の行政整理の行き方は、能率は全然下げずに済むとおつしやつておられますが、私どもとしては、これだけを拜見したときにはどうもそこにあるような氣がいたしました。そこで少くとも所管官廳、ことに事務當局とされては、いづゆる行政整理から出て来たところの機構改革に對しましては、厚生行政実施の面においてどういふことでは從來よりも以上に能率は促進できないのだという懸念があるような場合において、もつと強く政治面に対する一つの正しい意見を出していただくべきではないかと考へるのでございます。確かに行政機構なるものは、政治の一環として、その中には政治的な含みが多分に含まれておるのでございますが、少くとも國民の幸福という面におきまして、経験深い事務官僚から最も正し

つと高い立場から、あるいは経済九原則とか、私どもがこういふことを申し上げてはたいへん恐れ入りますが、そういう立場から、さらに行政整理あるいは財政の整理をやつて行かなければならぬといふことも、また正しいことではないか。こういう両面からやつて行くことによつて、ほんとうの厚生行政も成立つのではないか。國家全体が進まずして厚生行政だけ進むということがあり得ないことは申すまでもない。かような意味におきまして、行政整理という面を案を立てるということも、やはり厚生行政のためになることである。かように考へて立案しておつたことを申し上げさせていただきます。

い厚生行政に対する一つの意見を強く出していただくのが、やはり政治をよく正しく運営して行く一面ではないかと考へます。もちろん今日まで言われておるようないづゆる官僚政治という意味でなくして、厚生行政面における事務官の意見として、これではなければならぬといふ一つの強い要望もおありだらうと思ひますが、今日見ておりますと、逆に今度は政党的威力に押されまして、その正しい事務官僚の意見は通らなくなる面があると思へます。これはどの政党的にしてもそういふおそれが出て来るのではないかと考へますので、こういう点については事務官僚の方々の正しい意見を今後強く出していただきたいと願ひ次第であります。

なおこまかいことではあります。最後に一点伺ひたいのは、この圖を拜見いたしますと、医務局だけ次長というのが見えておりますが、他の局には次長はないのであります。そうだとすれば何ゆゑに医務局だけに次長をお置きにならなければならぬ必要があるのでしょうか。その点を簡単に伺わせていただきますと思ひます。

○舊田説明員 事務官僚、特に私ども事務官僚であらうと思ひますが、事務官僚の指摘したほんとうに正しい意見が通らぬで、むしろ今のものは邪道的な行政整理の案であるといふことを先刻おつしやつたように思ひますが、先ほども申し上げました通りに、憲法の精神から厚生行政を國民のためにやつて行かなければならぬという熱意は、私ども十分持つてゐるつもりでございます。しかし厚生行政の進展ということとまた別の面で、國民全体のも

ととおつしやつたのでありますが、私は今日の厚生行政を見てこれで十分と決して考へておりません。これは長期間厚生行政に携つておいでになる次官自身が御苦労を積まれておられる点と考へます。今日まで厚生省より厚生大臣は伴食大臣であり、伴食の省として扱われておつたのでありますが、厚生省が國家の行政の中でそうした非常な肩身の狭い思いをいたしておりました間は、明日の健全な日本の再建というものはあり得ない。少くとも厚生次官がそうした一つの遠慮がちな御意見ではなくて、どうかもつと、厚生行政をより強く、この際ほど厚生行政というものが大きく飛躍しなければ、他の省と肩を並べるところまではとても行かないのではないかと考へておられますので、むしろずう／＼いと思はれるくらい厚生大臣は十分に主張し、十分に意見を出し、十分な予算の獲得を大蔵大臣に迫つていただきたい。かように附け加へさせていただきます。

○山本(久)委員 私は厚生委員でないために今日まで質問する機会を得なかつたのでありますが、本来ならば大臣の答弁を求めたいのでありますけれども、先刻聞きますと、大臣の責任をもつて答弁すると申されますのでお尋ねしてみたいのですが、原子爆弾症の救済治療について当局はいかなる措置を今日までとつておられるか、まずこれを承りたい。

○舊田説明員 原子爆弾の研究につきましては、予防衛生研究所の支所が御承知のように廣島と長崎にございまして、この点につきましてはアメリカの方からも相當の資金を持つて参り、こちらの方からも予算を相当とりまして、あそこで予防衛生研究所の指揮のもとに研究をいたしておられるわけであり

○山本(久)委員 ただいまの答弁を聞きまして、私の質問する意思とは少し違つておるのであります。なるほど研究をやつておられることは事実なのであります。昭和二十年の八月六日に、人類史上にかつてない原子爆弾が廣島に投ぜられた。それから旬日を出でずして長崎に投ぜられた。しかも廣島に投ぜられたときには、原子爆弾というものであるかといふことさえも何人も知らなかつた。従つてその当座の應急処置としても、医者はそれ／＼自分が判断をしてやつたやうなわけであつた。ところが終戦後の翌年にアメリカ本國から赤十字社の支部の病院の一部を借りて、そうして研究を始められた。私どもも當時市の助役をしておりまして、再三この研究室に入つて見ましたが、アメリカで研究をされるのは、この原子力の威力についての研究、その惨害、毒素がどういふふうになつておるかといふことについての研究をされたのである。従つて何らその原子爆弾症にかかつておる者に対する救済、治療にはさらにならぬ。言いかえれば、むしろ一つの見本にされて、そうしてあらゆる角度からこれを研究されて、おもちやにされたやうな傾向がある。しかもそれから一年後には關係方面から、爆弾症という名称を國家に對して禁ぜられた。そこで、現在では原子爆弾症というものは國家の方にはないのであります。この原子爆弾の惨害は私が申すまでもなく、終戦後すでに

○松谷委員 今のお話の中で、厚生行政だけ伸びても國家が伸びなければ困

三年有半、今日までその毒素が残つて
おる。ただいままで私が承ることに
よると、各委員の方々が、それ／＼戦
災によつて、たよるべき子を残した、
あるいはまた自分の最も生活の根拠と
しておるところの主人を失つた。あら
ゆる戦災者の救済について述べられて
おつたが、私の申し上げるのはそれ以
上である。もちろん広島においても戦
災、あるいはまた戦地において戦死さ
れた、あらゆるものすべては一通り廣
島の市民も長崎の市民もなめておる。
そこに持つて行つてなお原子爆弾症を
受けたのであるから、二重苦、三重苦
というまことに同情すべきことになつ
ておる。しかも終戦後ほとんど四年近
い今日になりまして、なお間歇的に季
節のかわり目に常に爆弾症が出て來
る。かぜをひいたために余病を併発す
る。いろ／＼な面で悩んでおる。この
治療を國家が今日までしていないとい
うことについては、國の怠慢であると
私は叫びたい。ただいま次官は、國立
病院においても研究しておると言われ
るが、研究じやない。研究してもら
うんじやなくて、この救済、治療を行
道はどうしておられるか。このことに
ついて私は実は尋ねたい。もし眞にこ
の救済をするとなれば、現在ではそ
うたいした教はない。おそらく広島で
は千数百人ぐらゐないものだらうと思
います。長崎はもつと少い率だらう。い
ま一つには、十五、六あるいは二十ま
での、だん／＼婚期に近づいて來よう
という女の人たちが、顔にあの火傷を
受けたためにひつつれて化物みたいな
顔をしておる。一生結婚することがで
きないと言つて、日夜泣いておるもの
が幾らあるかわからない。こういう者

に対しても整形手術を行つてやるべき
ではないか。この人類史上にないあの
惨害をこうむつた者に対して、当局は
調査もしておられないんじやなからう
かと思ふ。私はこの意味において厚生
省は、速急にこの実地調査を行つて、
——研究ではございません。戦災を受
けて財物をなくし、そうして生活の本
拠となるべきものを失ひ、その上に原
子毒素を受けて、三重苦にあえいでお
る者を救済してこそ初めて厚生省の本
務を達するものだと思ふ。今まで委員
の方々がそれ／＼意見を述べておられ
ましたのは、私に言わしめますれば、
それは輕い問題である。全國で都市の
戦災地が百以上ありますけれども、廣
島と長崎の原子爆弾というものは、か
つてないあの猛烈な惨害をこうむつ
た。これに対して縣なり市なりが幾た
びか陳情したはずであります。政府は
これに対してどんな措置をとつておら
れるか。現在までとつておられる措置
を私は承りたい。御答弁を願います。
○葛西説明員 私御質問の趣旨を取違
えまして、実は予防衛生研究所のこと
を申し上げたのでありますが、ただいま
は實に言葉に盡せない氣の毒な方々
のお話がございます。実は深く感銘
いたしました次第であります。実は私
たいへん申訳がありませんが、實情に
しるしをいまして、どういふ救済の措
置をとつておるかということ、率直
に申し上げまして、実は今存じており
ませんので、至急取調べまして、もし
何らかの措置がありますれば後刻御報
告申し上げます。また
ただいま調査等を講じ、相當な措置を
とるようというふうな意味のお話も
ございました。國立病院とか、あるい

はまた保健所というふうなものもござ
いますし、何らかいたしますように努
力をいたしてみたいとかように考へて
おります。ありますれば御報告を申し
上げます。

○山本久委員 次官の御答弁で、私
は重ねてこの際お願いしておきます
が、大した予算はいただかなくともよ
からうと思ふのであります。今日二十
四年度の予算はまことに圧縮されてお
るのでありますから、これは各省とも
お困りになつておらうと思ひますの
で、私は多くの要求はいたしません
が、少くも現在國立病院があるのだ
りますから、わずかな残つております
その原子爆弾症の悩める者に対し
て、これに無料救済の手を延べる機關
をつくつていただけるかどうかとい
うことを、大臣と御相談なさつて、数日
のうちによろしうございしますから、
どうか御返答をお願いいたします。こ
れをもつて私の質問を終ります。
○齋藤委員長 それでは本日はこれ
で散会いたします。

午後五時二十二分散會

昭和二十四年五月二十三日印刷

昭和二十四年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局